

第一百二十三回

参議院商工委員会議録第二号

(五五)

平成四年三月十二日(木曜日)
午後一時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理 事

岩本 政光君

吉富 勝君

経済企画庁調整
局長 通商産業大臣官
房総務審議官
房商務流通審議
官 通商産業大臣官
房審議官 通商産業大臣官
通商産業省通商
政策局長 通商産業省貿易
局長 通商産業省産業
政策局長 通商産業省立地
公害局長 情報産業省機械
資源官 情報産業省機械
資源官 石炭部長 資源エネルギー
資源官 資源エネルギー
資源官 公益事業部長 特許庁長官
中小企業庁長官 中小企業庁計画
部長 領事 征矢 紀臣君労働省労働基準
監査室長 常任委員会専門
員 小野 博行君

渡辺 修君

麻生 渡君

○本日の会議に付した案件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)○輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する
臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合
的な実施のための関係法律の整備等に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。○前回の委員会において聽取いたしました所信等
に対し、これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。○福間知之君 先般、通産大臣並びに經企庁長
官、公取委の委員長から、来年度の施策について
の所信の表明を聽取いたしました。きょうは、そ
の所信表明に対して、私、全般的に幾つかの点に
ついて、見解を交えながら質疑をしたいと思いま
す。○まず、景気の問題に関しましてお伺いをした
いですが、現在我が国経済が直面している最大
の課題は、減速しつつある景気への対応ではない
かと思います。昨年来の景気動向はいわば予断を
許さないと思われまして、今日においては厳しい
状況になつておると判断されます。これは通産省
が先日発表した鉄工業生産動向や大型小売店販売
統計などを見ますと、生産消費とも停滞傾向を
示したことが明らかになっております。しかし、政府の内部あるいは政府と日銀の間に
おきましては、景気の現状についての認識に一定
のずれがあるよう見受けられるわけであります
。この認識のずれが経済の先行きを不透明にし
ております。こうした不透明感を払拭するためにも、景気の現状と見通しについてまず
明確な判断を求めてみたいと思うのであります。
また、早急に景気対策を講じる必要があること
は言うまでもありませんが、先日骨子が明らかに
なった総合経済対策の中身程度ではその効果が十分だとは言えぬであります。これは経企庁あるいは
通産省がどういうふうな抜本的な対策をお考えになつているかお聞きをしたいわけであります。
まず、経企庁の方からお願いをしたいと思いま
す。○政府委員(吉富勝君) 景気の現状及び見通しにつ
いて申し上げます。
政府の統一見解は月例経済報告の中で示されて
おります。そこでは、我が国の経済の現状は、雇
用の均衡を維持しながらインフレなき持続可能な
成長経路に移行する。そういう調整過程にあると
いうふうに言っておりますが、その調整過程の中
で最近景気の減速感というものが広がつてきており
ます。○具体的な現象としましては、在庫調整の動きが
本格化しております。とりわけ、資本財と耐久消
費財につきましては、年末にかけまして在庫の意
図せざる増大が見られました。そのため、生産
調整が行われておるため、生産は弱含みで一進一
退ながらも推移しております。したがつて、こう
した中で企業家などのマインドがいわば実態以上

に冷え込むというふうなことも日銀の短観なんかで示されきてしきつあるところであります。しかし、そういった現時点での在庫調整などにまつわる動きの中では、今後の我が国経済を見通す場合に次の幾つかの点というものが重要ではないかとうふうに思います。

ております。それに対して日銀等が計算しております資本利益率というのは、それを少し上回るような状況でありますので、そういう意味での投資環境の好転ということから独立投資というのも中心に比較的底がたく推移するというふうに考えられます。

を官邸における会合で約束しております。
こうしたことから、平成四年度の我が国経済
は、一応政府経済見通しの線三・五%に沿って推
移するものというふうに私どもは見込んでおりま
す。当面の経済情勢は今のように考えておりま
す。以上です。

益率というものがわずか二・六、七%でございまして、この点では、今日の四・一%前後の水準というのは過去のピークに比べてやや落ちる程度であります。いわゆる不況期のような大変に悪い状況ではない必ずしもないというふうに我々は認識しております。

者物価の上昇率で二・九%台というふうに考えてよろしいかと思いますし、それから現時点、この一月でも前年同期に比べまして雇用者数の伸びという

○・八%。一・五%というふうに、公共投資そ
れから地方財政におきましてそれぞれ五%、一
度の公共投資におきましては、一般会計、財投、
○

他の要因が着々進行しつつあるので、予算の成立を図ることを初めとして、順調に今後の景気回復

整が在庫調整上必要となつておりますので、あるいは財によりましては秋口に調整がおくれるものもあるかと思ひますけれども、全体としては年央

のは、一・五%、十一月の場合は二%に上っております。新年度につきましては我々は約二%を考えておりますけれども、こうしたものと一人当たりの雇用者所得の伸び四%程度というのを合計いたしますと、雇用者所得全体としては新年度には少なくとも六%程度で伸びるだろうというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました耐久消費財など一部には需要の一巡ということから需要の低迷が起こりましても、消費全体としてはその所得の堅調な増大に助けられて、基調としては強く堅調で推移するというふうに考えておりま

のものがかなり伸びるようになっております。
したがって、以上ののような消費、住宅、設備投資、それから公共投資といったような最終需要に支えられまして、先ほど申し上げました在庫調整というのは、新年度の比較的新しい時点で調整を終えて生産は上昇に乗るのではないかというふうに我々は考えております。そういう意味で、こういった比較的明るい材料も一方であるわけですので、景気が失速するということは考えられません。したがって、そういう意味での内需を中心としたインフレなき持続成長が実現できるというふうに考えております。ただ、景気の減速が企業家たち

うな結論だと思うんです。
世上、この三月期の決算は、日本を代表するよ
うな業界、大企業においてかつてない減収、減益
とかなり際立った業績悪化が見られるわけであり
ます。だがそれも、この春以降の景気回復という
ことを考えればさして問題視することはない、こ
ういうふうな御判断のようにうかがうわけですが
れども、今公定歩合の再利下げというものが話題
になっておりますが、経企庁としては特にこれに
どのような関心を払つておられるのかどうかお聞
きをしたいと思います。

ところから在庫調整が終了し生産が増大に向かうるの
のというふうに思われております。したがつて、
そういう流れを、つまり在庫調整をスムーズにす
るために金融の環境というのは、かなり先ほど申
し上げましたように設備投資についての投資環境
の好転ということでは正されてきてる、好転し
てきているというふうに思われます。したがつ
て、今後の公定歩合や金融政策の動きにつきまし
ては日銀の専管事項でありますので、その判断は
日銀に任せるべきでありますけれども、我々とし
てはこれまでの金融政策は相当順当な動きをして
きているというふうに判断しております。

それから住宅投資でありますけれども、これは非常に大きく落ち込んでまいりました。ところが、昨年の秋口以降から全体として百三十万台着工件数がありましたものが、そこら辺で底を打ちまして、年末から年始にかけまして百三十万台の半ばほど、実際に一月は百三十八万戸、年率ですけれども、そういうところに下げどまりをし緩やかに回復する気配を見せております。これはとりわけ金利に敏感な持ち家それから賃し家などについて今申し上げたような動きが出ておりますけれども、分譲などについてはまだ下げる傾向が続いているかと思います。

等の心理を非常に大きく冷え込ませることがないようだに、景気に十分配慮した施策を行う必要があるということは政府で一致して認識しております。

○政府委員(吉富勝君) ただいま先生御指摘になつました減収、減益という状況をまずちよと御説明申し上げますと、確かに大変な減益でござります。ところが、今回の平成景気の頂点のときにはこの利潤というのが大変高うございましたので、仮にこれを売上高利潤率、収益を分子に持ちまして分母に売上高をとりますと、この売上高利率というのは今回のブームのピークのときには五・八%、それが急速に落ちまして、昨今発表になりました日銀の短観によりますと、この三月期の売上高利税率というのは四・一%前後まで落ちてきております。

ところが、これは製造業だけに限つたものでござりますけれども、この四・一%というのはこれまでの過去の景気のピークの四・六、七%という売上高利益率から見ると若干低いわけですねども、過去の景気後退期のボトムにはこういった利

○福間知之君 吉富局長には日ごろ何かとお世話をもなっていますが、この問題だけにかかわっているわけにもまいりません。

ただ、最後に一言、物の資料を見ますと、四十八年の第一次のオイルショックから立ち直りに入った時期の業績、これはまだかなりシビアなものでしたけれども、それに続いてこの三月期といふのは今言う売上高利益率などというものがさあ高いのか低いのかちょっと判然としないんですねが、そんなような気持ちを企業経営者が持っているようですから、これはかなりショックだといふことは言えるわけです。私の所屬する電機産業などでも最大手で四〇%、六〇%減益というふうなところもありますので、これは自動車のトヨタさんにもそれに近い業績悪化が今見込まれていいわけですね。したがって、年次から遅くても秋口にはという見通しは、それはそうであれば結構

だと思うんですけれども、やはりなだらかな調整過程が今進行しているんだ、これ以上に谷底へ落ちるという危険はまずないと、こういうふうに判断しているようございますので、十分監視をして対応を願いたいと思います。

そこで、こういう時期にはやはり体力の弱い中小企業が最も影響を受けやすいことは言うまでもございません。当商工委員会はかねて中小企業政策というものをかなり力を入れて議論をし、対処してきているわけでございますが、平成二年に月平均での倒産件数が五百三十七件あったのに対しまして、平成三年には八百八十七件と増加をしております。平成三年十月から十二月期の月平均では千件の大台を超ました。したがって、中小企業の実情に配慮して、機動的かつ弾力的な政策運営が求められるところであります。

そのためには、公定歩合の早期再引き下げが重要ではないかと思います。それとともに、中小企業への金融を確保していく上でやはりかぎとなるのは政策金融ではないかと思います。すなわち、政府系金融機関からの資金供給が安定的に行われるようにしっかりと準備しておく必要があると思いますが、この点につきましては通産省の方の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(南学政明君) 景気が減速傾向を強められており、とりわけ中小企業に対する公定歩合の引き下げが、中小企業への金融を確保していく上でやはりかぎとなるのは政策金融ではないかと思います。すなわち、政府系金融機関からの資金供給が安定的に行われるようにしっかりと準備しておきたいと思いますが、この点につきましては通産省の方の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(南学政明君) 景気が減速傾向を強められており、とりわけ中小企業

に対する公定歩合の引き下げが、中小企業への金融を確保していく上でやはりかぎとなるのは政策金融ではないかと思います。すなわち、政府系金融機関からの資金供給が安定的に行われるようにしっかりと準備しておきたいと思いますが、この点につきましては通産省の方の見解を伺いたいと思います。

したがいまして、昨年十二月補正予算を組んでいたときにも、中小公庫及び国民公庫に対しまして四千二百五十億円の財投追加を行つていただきました。また、平成四年度の財投計画案におきましても、兩政府系中小企業金融機関につきまして今年度を上回る貸し付け規模を想定いたしました。今度当初計画比約三千二百億円増の財投規模を確保しているところであります。また、質的な面におきましても、去る二月三日、基本金利を六・六%から六%に引き下げる等の措置

を講じております。今後とも、中小企業をめぐる

経済金融情勢を注視しながら、中小企業者に対する良質かつ安定的な資金供給に万全を期してまいりたいと考えております。

○福間知之君 先ほど吉富局長にもお聞きした金利の再引き下げということについては、今の御説明の中にはありませんでしたけれども、通産当局はどういうふうに考えておられますか。

○国務大臣(渡部恒三君) 今お話しの金利の問題ですけれども、昨年の十一月から景気の問題が大変心配をされておりました。それは、今委員からお話をありましたように、一番大きな問題は設備投資、それから住宅、こういったものの投資が少なくなつておることでありますから、ならば日本の経済にそういう力がないかといえど、十分に住宅を建てるあるいは設備投資をする潜在意欲はござります。

そういうことで、昨年公定歩合の引き下げが新しい内閣になつて二度行われたわけでありますのが、ことしなつても、経済団体あるいは政党からもう一遍公定歩合の引き下げを行うべきであるという声が非常に強くなつておつて、産業界の中ではもう一遍公定歩合の引き下げがあり、金利が下がるものならば、そこでこれは設備投資を計画した方がいいという、そういう期待感が今停滞化しておりますから、公定歩合の引き下げは日本銀行の総裁の専管事項で、これをとやかく言うことがいいとか悪いとかの議論がありますけれども、産業界の実態に責任を持ち、これから景気が下降するようなことのないようにしておつて、産業界の皆さんが思つておられる日突然思い切つてもう一回行われて、もうこれ以上はないんだといわゆる下げどまり感というものを払拭して、産業界を預かる私としては考えております。

○福間知之君 中小企業に対する政策金融の必要性ということに関連して、今は公定歩合の再引き下げに関してお聞きをしました。私、一概に、も

う何が何でも理屈抜きに再引き下げをやれ、こう

必ずしも主張しているわけじゃありません。しかしながら、今設備投資がそのことによって手控えられ、吉富局長のおっしゃるような、景気回復過程への順調な歩みが見られないとなれば、これはやはりお話をありましたように、一番大きな問題は設備投資、それから住宅、こういったものの投資が少なくなつておることでありますから、ならば日本の経済にそういう力がないかといえど、十分に住宅を建てるあるいは設備投資をする潜在意欲はござります。

うふうに思つております。通産当局としても、産業全般を所管する意味で、今お話しのあった設備投資の動向などをにらんで対応を願うことが必要だろ、こういうふうに思います。要するに、公定歩合再引き下げ問題はしたがつてここ一、二ヵ月推移を見守ることが重要なな、こうい

うふうに思つております。通産当局としても、産業全般を所管する意味で、今お話しのあった設備投資の動向などをにらんで対応を願うことが必要だろ、こういうふうに思います。要するに、公定歩合再引き下げ問題はしたがつてここ一、二ヵ月推移を見守 paramString = "";

れども、その過程を通じまして飛躍的な経済発展を遂げ、例えば一人当たりの所得をとりましても世界最高水準まで達しております。また、失業率も非常に低いといろんございます。また、平均寿命も非常に高うございまして、暮らしの安全度も各国に比べて高いと、こういった形で国民生活の向上が図られてきているわけでござります。

しかしながら、先生今御指摘のように、我が国経済力の大きさと申しますか水準と国民生活の充実感、実感との間に乖離があるのでないかといつた状況が生まれてきているのも事実でございます。例えば、所得水準の割に居住水準が低い、あるいは社会資本の整備がまだ十分でないところおきましていわゆる国民がそれに見合つたゆとりと豊かさを実感していないと言われていて、もう、このギャップといふものをどのように埋めていくかということが最も重要な課題の一つではないかと思います。

この問題については、現在策定作業が始まっていますが、単に個別の課題を指摘してそれに対する対症療法治的な対応といふ考え方だけではなくなかなか解決ができるものではないだろうと思います。国民全体に経済成長の実感を還元するという明確な理念がます必要だらうと思います。産業構造を変えていかなきやならないことにもこれまで当然考えなきやならないことであります。

したがつて、ゆとりと豊かさを実感できるような社会の実現というために、その基本的な考え方について、これは通産省の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(権元宏明君) お答え申し上げます。我が国は、これまで効率重視あるいは経済成長志向の経済運営を行ってきたわけでござりますけ

合っていないということから発するこれは言葉なんだですね。かつてウサギ小屋に住む日本人などとやゆされたこともあります、まさにそれは当たらぬとも遠からずという感じで、日本人自身、今実感しているところでござります。

ね。 ね。
二二二、現王成は國の企画（企劃）の行つたことは、
いふべき事が済むなどといふ問題ではもちろんない
ことは言うまでもありませんから、諸般の政策を
般を一つの理念に基づいて確固としたものとして
進めていく以外にはないわけでありまして、経済
発展の自然的条件のみにゆだねておつてはこれは
いけない、こういうふうに思つておるわけです。

そこで 現在我が日本の企業の行動のあり方について見て、見ての見直しもしたがって求められてくるよう思ひます。企業型社会の問題を挙げれば、これは切りがございません。しかし、例えば今日的な重要な要課題と言われる労働時間問題、あるいはサービス業、交際費や福利厚生費の企業支出による物価高・社宅を含む企業の土地保有による土地価格の押し上げ、さらにはここへ来て宮澤総理も発言されておりますように、学歴偏重による大企業、大有名大学を頂点とした画一的な受験教育、あるいは企業に過度に依存する個人生活、さらには地域ボランティア活動などの不振、これらの問題が指摘されるわけでございます。

当競争を生んで、勤労者を初めとした国民生活の豊かさの実現を妨げるとともに、それがまた集中輸出とこれによる貿易摩擦を生じさせているのではないかと考えられるのであります。生活大祖国の実現及び国際調和に向けた今後の我が国の企業行動のあり方について、これまた通産大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君)　過去を振り返つてみると、戦争が終わつて我が國は廢墟の中に貧困をかこつたわけでありますから、国の再建は経済の復興にあるということで精いっぱい今日まで働いてまいりました。そうして、世界が驚くほどの経

済成長をなし、今や統計の上では世界の中でうらやましがられるほどの豊かな経済になつたわけであります。

今、踏みとどまつて過去を振り返り、さらに将来を展望しますと、世界の国々からは日本は豊かなる國になつてゐる、こう、う平曲と受けにござります。

が豊かさを実感してくれているかというと、現実には残念ながら、大都會の人たちはサラリーマンで汗を流して一生働いても土地が買えない、うちが持てないと。毎日、交通渋滞のいろいろ、通勤地獄のいろいろ。

また、地方に参りますと、過疎のために息子も

始めて東京に出かけたてにしてしまって、五十歳を過ぎた坪もある大きなうちにおじいちゃん、おばあちゃんが寂しく住んでおるとか、そういった中で、世界が日本の国はすばらしい豊かな国になつたと見てくれるほど、残念ながら国内の国民の皆さんが毎日生活実感として豊かさを味わってくれておらないというのが率直な現状であろうと思ひます。

大国日本というものをスローガンに掲げたわけですが、中で豊かさを実感していただこうと。ですから、今先生御指摘のように、これは労働時間の短縮の問題も非常に大事なことがあります。またこれだけで解決できる問題でもありません。職場環境の問題、それぞれの生活環境の問題、もうもろの問題を取り組んでいくて、これからはこの国が豊かさを実感していかなければなりません。

かになつたということを国民の皆さんがあれぞれの毎日の生活の中で味わつていけるような国づくりをやろうと、これが私どもの基本的な考え方でございます。

○福間知之君 大臣の何といいますか気持ちちは今のお話でわかりますけれども、似たようなことは、私も戦後経済活動に参加してきた一人として似たような考えはあります。

そこで、それはそれとして、先ほどの私の質問

に関連して、吉富局長、経企庁長官名代ですか
ら、きょうはお聞きをしたいんです。先ほど私が
申し上げたよらないわば生活大国の実現、さらには
また国際調和ということは、切っても切れない
我が国の課題でございますのでね。

今もまたヨーロッパへミッションで経団連として行つておられます。この前に行かれたときの感想として帰つてきて幾つかの点を大胆に指摘されまして、経済界の中でも一部とやかく議論を醸し出しておりましたけれども、その中で私はもつともだなと、こういうふうに思つたんですが、これについての感想をひとつお聞きしたいんです。

は指摘されました。二つ目には、賃金システム、これは税制面を含めてやはり日本的なものを少し考え直さなきやいかぬと違うかというようなことを指摘されました。それから配当性向、企業の配当性向を高めなきやならぬ。大体代表企業でも配当のレベルはみんな横並びになっているということはおかしいのじやないかと。さらにはまた、下請企業と大企業との対等性など、うること。必ずしも

た下請企業といふことであつてはいぬのや、こういふことをおっしゃつていなんです。それから、企業の社会的な貢献をもつと拡大強化すべきだ、最近はやりのメセナなどということを含めて。それから、六つ目には環境対策、省資源対策。これは、やはり日本としては非常に重要だと、先進的に取り組まなきやならぬ、こうおつしゃつたんです。

私は大方の面で賛成でございますが、それをどう実現していくのかということですから、これはある意味では、経済界においても今までの単に品質がよくて安いものをつくればいいという考え方だけではだめなんで、今申したようなことを企業経営の哲学としてはつきりと自覚しなきやならぬと思うわけです。それでなかつたら、口先だけで言つたってだめだと思う。この盛田提言については、吉富局長はどう思いますか。

○政府委員(吉富勝君) 私どもも経済企画局で考
えていたところでありますので、今から申し上げ
るのは、大臣との議論も踏まえましたまだ中間段
階の個人的な意見にならざるを得ないかというふ
うに思ひます。

これまで盛田会長自身もどこかがそれで悪いのだろうかということをおっしゃっておられますけれども、消費者の立場からしますと、そういう品質がよろしくて納期が正確で、そういうものが低い価格で売られるというのは、消費者の目からすると、つまり購入者の立場からいたしますと、いわば三拍子そろった消費者の利益になる行動だというふう

に考えてよろしくかと思ひます。
しかし、盛田会長が提起されている問題は、その消費者が同時にいわば生産者であつて、それが長い労働時間あるいは分配の関係で労働分配率が低いのではないかということを提起されているのではないかというふうに思います。そこ辺の企業の行動のあり方が、盛田会長もおっしゃっているように、シェアの拡大重視型ということになつてゐるために、いろんな生産要素にかかる価格、労賃であるとか資本であるとか、先ほどの下請であるとか、さらには配当であるとか、そういった生産にかかる価格をやや無理に低く抑えているために全体の価格が低くなり、それでいわば日本が歐米の企業に対しひとり勝ちして、それで歐米のナショナルチャンピオンと言われているような企業をも敗北の方に追いやると。これでは、日米欧という企業がこのグローバライズした世界では共生していくべきではないかという反省ではないかと思います。

したがつて、そういう生産要素が無理やりに低く抑えられているというのが価格面で見られる場合には、やはりこれに対してはつきりした政策を打ち出していくべきではないかというふうに思ひます。

実際には、時間短縮につきましては、所定内にしついては相当地進んできております。この三、四

年で八十時間減っておりまし、所定外についてはこの景気減速の中でノーマルな方向へ減ってきております。したがって、この三年ぐらい足しまと、既に所定外、所定内を足しまして百時間くらい労働時間はもう減ってきておりますので、既にそういう方向へ企業の行動は進んでいます。それで、盛田会長はさらにつれて百時間くらい労働時間はもう減ってきておりまといふうに考へておるのではないかというふうに思ひます。

ただ、一つ最後に申し上げたいのは、盛田会長のようないい発言があつたときに、ソニーの中での部長さんたちは、もしソニーだけが今までの行動をやめるならば、それで他の企業がそれをやめないと、ソニーの経営は大変危うくなってしまうというふうに言われたといふうにおつしやつておりましたけれども、そういう意味では盛田さんの掲げる理念というのは、いわば同時に企業が一齊に行えるような仕組みを考えいかなくちやいけないんじやないかと思います。この仕組みをどうやってつくるかということについては、今までのところまだ、私も時々盛田会長と議論いたしましたけれども、これといったいい知恵がないという状況でございます。

○福間知之君 吉富局長、おおむね肯定的な御答弁だから結構かと思うんです。

したがつて、一企業だけでそれを実現するといふことは、盛田会長ならずともこれは無理な話でございまして、だからこそ例えば私たち政治、行政のレベルでは、独占禁止法の運用などを今までいいのかといふうなことも考えなきゃいかぬし、カルテルだと過當競争を排除するためにやはりなすべきことを国のレベルでも行政のレベルでも考え方なきゃならない。それでも業界全体としても考えなきゃならない。それはそうだと私は思うんです。したがつて、そこに今日的な我が国の大なる課題があるわけでございまして、個別の企業ではなかなか先進的に対応をしていくところもありますけれども、それを全体のものにしていかなきゃならぬというのをお互に思ひます。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現といふ観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけです。

日本の場合はOECOD諸国の中で一千時間を超している唯一の国でもござりますので、そいつた

ことが多くあります。私の近所でもやはり外国人

が事務所で仕事をしていると余りわからないんで

すけれども、一步町に足を出しますとそういう場

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

いうことも大事なことでございまして、この面では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備いろいろございますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

また、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

問題でござります。所定内時間が八十時間はどこへ来て減つて

いるときおつしやられましたが、しかし二千から二千百時間レベルというのは、欧米諸国に比べま

すと二百時間から、多いところでは五百時間も長

いわけでありまして、これが働く人たちのゆとりの実現に大きな障害になつてゐることも否めません。かつて前川レポートや現在の経済計画などで指摘されております年間千八百時間、これを目指して労働時間を短縮して、個人が主体的に選択し得る自由時間をふやしていくという必要があることは言うまでもありません。

一方、我が國の中長期的な経済成長の制約要因

とともに、女性とか高齢者の社会進出の支援と

とともに非常に大事なことでございまして、この面

では企業の中の雇用管理をフレキシブルにすると

いった問題、あるいは能力開発の問題、さらには

環境整備、公的な環境整備、社会的な環境整備といふことがござりますが、そういうものを進めてま

る必要があります。

それから、現在政府部内で検討中でござりますけれども、労働省等と連携をとりながら、通産省

といつたとしても、時短への効果の自主的な取り組みを支援するための法的な整備を含めまして、環境整備に努めるようさらに一層進めてまいりたい、このように思つておる次第でござります。

○福間知之君 すんなりした御答弁で、もちろん

かも労働時間短縮を実現していかなければ

いい課題を負負っているわけでござりますが、具

体的にどう取り組んでいくのか。これは、通産省

でも経企庁でもどちらでも結構ですが、御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(櫻元宏明君) 労働時間短縮の問題につきましては、先ほど来御議論いただいておりま

すゆとりと豊かな実感でござる社会の実現とい

ふる観点からも、それから産業の国際的な調和、特に

いの責任じやないかと、こういうふうに思うわけ

です。

そこで、今ちょっと最後に触れられた労働時間

の問題に関しまして、私は労働時間と労働需給の

では避けられないと思うんです。從来から、日本における産業構造の二重、三重構造が指摘されております。最近では、「下讀、系列の問題まで英語で指摘されるような時代になつてきているわけですね。そのことのよしさは別にして、だがそういう産業の構造が從来のままでいいのかどうかと、いうことは確かに考えなきゃならぬ課題だと思うんですね。

滑にひとつ推進をしていくことに成功しなければならぬ。そうでなければ、労働時間の短縮も実は貫徹しないと思う。大企業は達成可能でも、しわ寄せが下請、中小企業にいくと、ことであつたら、国全体としてこれは時間短縮に成功したとは言えないわけでございます。そういう意味で、私はこれを指摘ましたし、また将来的には労働力の需給との関係でも問題があるよと、こういうふうに考えていますと、こういうことを指摘したわけであります。

ついて触れたいんですけど、國民が豊かさを実感できない背景の一つに國土形成上ののがみがあるのではないかと思います。いわゆる、東京一極集中というのは、東京圏においては通勤地獄、地価高騰の問題などによって人々の生活を圧迫しており、地方圏におきましては過疎の問題に象徴されますように人口流出による活力の低下を招来しております。こうした課題を前に、我が國の限られた国土、資源を効率的に利用して東京圏における機能の地方分散を図るとともに、生活環境の改善と地方の自立的成長の促進によって全国民のゆとりある生活の実現、我が国活力の維持を目指していくことが大変重要だと考えておりますが、通産省の御見解を伺います。

してしまった。これからのみと/orある国民生活のためには、北は北海道から南は九州、沖縄まで三千三百の市町村それぞれの地域が、その特性を生かして均衡ある発展をしていくことが何よりも大事なことだと思います。

そのためには、空港あるいは新幹線、高速道路、交通ネットワークの拡充とか、やらなければならぬ問題が大変多いのであります。通産省としては、今回、業務機能の思い切った地方移転など、いろいろの、また地方の伝統産業あるいは地場産業、中小企業集積の活性化等によるところのこの問題の解決策に役に立てたいということで、地方拠点都市構想等を中心にして法案をこれから先生方に御審議を願うのであります。

一例を申し上げますと、この前国土庁からちょっとと聞いたんであります。今までいきますと、東京にオフィス機能が集中して、しかもこれが国際化で外国の皆さん方の要望も非常に強くなつて、今の霞ケ関ビル、あれを大体年に三十分、十年に三百本建てないと、その需要に合わないのでないかというようなことすら言われておるのでありますから、これからはただ工場を地方に分散するというような考え方だけではなくて、いわゆる本社機能を含めた企業の業務機能をも思い切つて地方に分散させる。

私は、通産省に参る前に自治省に勤めてゐると創生事業を申し上げたのでありますけれども、今回はいわばふるさと創生経済版と言うべきものを計画し、立法化し、これから先生方に御審議をいただきて、これらの法律を最大限活用して一極集中を排除して、思い切った国土の均衡ある発展を図つてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○福間知之君 通商大臣として当然お答えになることを今お答えになられました。国会に提出されている当面の法案とのかかわりにおきまして、それはそれで私は結構だと思います。

東京圏の一極集中という問題は古くて新しい課題でありまして、既に国会レペルでも国会等移転

に関する特別委員会などもできているわけですが、れども、やはりこれは何らかの具体的な政策を打ち出すことによって効果を上げなきゃならぬと困るんですね。そういう意味では、通産行政の中でかねがね地方経済の活性化などが最重点に取り上げられて、関係法案を何回か我々も審議しますし、この国会でも何本か出していますから、それで重要なだと思うんですけれども、国全体と一緒にやはりここへ来てかなり集中して施策を講じていくべきだと思うんですね。今のお話のように、一年間で霞ケ関ビル三十本建てなきやならぬほどのオフィスが集中するということではこれはどうにもなりませんので、何らかの措置もって歯どめをかけなきゃならぬ、こういうふうに思います。

この現状にかんがみまして、私ども今般、中小企業集積の活性化を図ることを目的としたしまして、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を国会に提出し、御審議をいただいています。この法案は、中小企業集積が今後の発展の方向性を明確にし、その方向に沿って中小企業が新しい分野に進出することを側面から支援しようとするものであります。まさに先生御指摘のとおり、抜本的な中小企業集積の活性化対策であろうと考えております。

この法律を制定させていただければ、これを柱に、私ども予算、税制、金融措置等を合わせまして集積の活性化を進めてまいりたいと思っております。これにより、機能を低下させている中小企業集積の活性化が図られ、ひいてはこれが東京一極集中の是正にも結びつくのではないかと期待をいたしているところであります。(「是正ではだめなんだよ、大臣みたいに排除と言わなければダメだ」と呼ぶる者あり)

○福間知之君 という指摘もございましたけれども、関係する法案が中小企業の集積関係法あるいは伝産法、流通の効率化法等がございますので、その節にまた改めて審議をしたいと思います。

次に、エネルギー政策に関連して一、二お聞きをしたいと思います。

近年、国内のエネルギー需要というのは、国民のゆとりと豊かさ志向を反映いたしまして急激な伸びを実はしております。地球環境問題が顕在化しつつある今日におきまして、国民生活の充実は、あるいは地球環境保全、この両面を両立させていくためには、従来にも増しまして省エネルギーということなどが大変重要だと思います。石油危機のたびにかつては省エネルギーが声高に叫ばれてしましました一方で、平時におきましては常に忘れがちになってしまふ、これは人間の常でございますが、しかしこの省エネルギー政策というものは、まさに一過性のものであつてはならないというふうことは当然でございます。今日こそ省エネルギー対策の抜本的な拡充が重要と思いますが、具体的取

り組みについての見解をお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(山本寅一君)　まず、エネルギー需要の状況でございますが、一昨年、長期エネルギー需給見通しを策定いたしまして、今後十年間は年率一・四%ぐらい、それからさらにその後の十年には年率一・〇%ぐらいという非常に低い伸びを想定いたしました。これは、今までに先生の御指摘にありました地球環境問題、あるいは国民生活安定、さらにはエネルギーの長期にわたる安定供給のためということから、官民努力して省エネルギーを行つてそういう低い伸びでいろいろ方向づけをしたわけでございます。

ところが、その後の実績を見ますと、御案内のとおりでございますが、年率三%あるいは五%を超えるような高い伸びを今示しております。これは、まさにこれも御指摘ございましたゆとりと豊かさ、あるいはライフスタイルの変化、さらには一時の産業活動の旺盛なときの産業面での需要の伸びというようなこともあります。これが、今後ともやはり生活スタイルはなかなかこのままでは変わらない。それから、省エネルギー意識という点につきましても、やはり御指摘にございましたようなオイルショック後のような感覚がないというようなこともございまして、私どもの今の想定では、今後このままいけばかなり高い伸び率を示すんじゃないかと心配をしておりま

す。

そういう意味で、御指摘の省エネルギーといふものは、私どもとして資源エネルギー庁が省エネルギーを中心据えるのは若干矛盾を感じないでいるんですけど、今まさに省エネルギー、環境とういうのが私たち資源エネルギー庁の第一のキーワードになりつつあるくらいでございます。

実は、最近でも住宅の断熱化基準の見直しといふようなこともございましたし、それから自動車燃費の改善の検討といったようなもの、あるいは省エネ関係予算を今度提案しております予算案の中で相当増額しております。それから税制でも、

エネルギー需給構造改革投資促進税制をお願いしておられます。

さらに、抜本的な省エネ対策を昨年の九月から省エネルギー部会を再開していただきて今検討をしていただいておりまして、そこでは省エネルギーのための技術開発、あるいは省エネ法が現在ございますが、その省エネ法の運用あるいは強化といったようなこと、さらには社会のシステムとかライフスタイルの見直し、例えば話題になつてきますのはスマートタイムをどう考えるかというような点、あるいは下水処理水を利用した地域冷暖房をもう少し活用したらどうかといったようなこととか、いろんな国民に対するP.R.、学校教育での省エネの意識の高揚といったようなことを今省エネルギー部会で検討していただけておりまして、近いうちにその御報告がいただけるのではないかと思っております。それももとに、さらに一層省エネ対策に取り組んでいきたいと思っており

今度は供給面で対策を強めなきゃならぬのじやないかということが不可欠だと思うんです。エネルギー源を見てみると、石油はもちろんこれは有限でございます。六十年とか百年とか言われていますけれども、いずれにしても有限だと思います。長期的に価格高騰のおそれもまた石油にはござります。一方、石炭には環境保全上の制約がかなり強く存在しております。したがいまして、今後の我が国エネルギー政策の中心は化石燃料への依存度を低減することに置かなきやならぬかと思つております。

電力について申し上げれば、化石燃料にかわり得る電源として私は原子力発電というものが極めて重要かつ現実的な選択肢だ、こういうふうに考えております。もちろん安全性の確保というのが最重要でございますから、それを前提に考えるわけでございますが、今の電力需給の展望とか、あるいはまた一方、電源立地の困難さとかいろいろ課題を抱えながら関係業界も非常に苦労をしてお

所がつくられたわけですが、これで二十万キロワットで電灯の時代は間に合つたのでありますけれども、戦後、そんなものではどうにもならないと。その後、只見川電源開発というものが鳴り物入りで行われて、これが戦後の東京の電力源になつたわけでありますけれども、これも百万キロワットに及びません。

今日、高層建築のエレベーター、暖冷房、そしてテレビはみんなが夏はあるの甲子園のときを中心に集中する。電力の需要は今日七%ずつ伸びておるわけでありますから、本格発電はもうほとんど開発されるところは開発されておりまし、また風力とか地熱とかいろいろの新エネルギーを開発しておりますが、これも今一・六%程度のものが全力を尽くして頑張って二〇一〇年で五・七%ということでありますから、今国民の皆さん方に安心して生活をしていただくために大量のエネルギーを供給する、需要にこたえるというのは原子力発電所よりござります。

伸びというようなこともあつたわけでござりますが、今後ともやはり生活スタイルはなかなかこのままでは変わらない。それから、省エネルギー意識という点につきましても、やはり御指摘にございましたようなオイルショック後のような感覚がないというようなこともございまして、私どもの今の想定では、今後このままいけばかなり高い伸び率を示すんじゃないかと心配をしておりま

○福間知之君 資源エネルギー庁として積極的に努力を果たしたいという御趣旨はよく理解できますし、ぜひお願いをしたいわけであります。

実は私は、昭和四十八年の第一次のオイルショック直後に国会に上がってきた人間なんですよ。したがって、自來、エネルギーの課題というものは省エネを含めまして非常に重大な関心を持つてまいりました。近々では、湾岸戦争のときにもやっぱり冷やりといたしましたし、なかなかこのエネルギー問題というのは、食糧ともちろん並んで我が国の将来を制するほど重要な意味を持つております。我が参議院の産業・資源エネルギー調査会におきましても私メンバーとして参加をして議論をしてきておりますけれども、やっぱり政策なり法案というようなものをこの商工委員会で通産当局と話をする中で考えていいかなきやならぬ問題ですからちょっとお聞きをしたわけでございま

今、資源エネルギー庁長官がおっしゃったとおり、昨今の電力の需要というのは、産業用よりも民生用の方が拡大をしつつあります。これは、電気機器等の需要がふえておる、テレビが一軒に何台かと台か、あるいはまたクーラーが一軒に何台かというほど、言うならばレベルアップをした状況にありますから当然といえれば当然ですが、それだけですから当然といえますが、それだけまた電力需要というものが拡大するわけありますので、中長期的にかなり真剣に対応しなければならぬかと思っています。

通産当局としては、今申し上げた原子力問題について今日どういうふうな認識と御見解を持つておられますか。

○國務大臣(渡部恒三君) 今、福間先生から御指摘がありました、戦後、エネルギーの需要は、消費生活が豊かになり経済が発展するに従って大きな増大をしております。私自身の経験を申し上

私の県では一千万キロワットを超える原子力発電をして、これが今日の東京のエネルギー源になつておるわけであります、しかし同時にこれを進めていくためには、私は常に言つておるのであります、原子力発電所の建設については一二〇〇%の安全確保、一二〇〇%ではない、一二二〇%の安全確保と、また、原子力発電所をつくっていたくということは、そのことによつて国民全体の豊かな生活を守つていただくのでありますから、その地域の振興に力を努めて、それぞれの地域の人たちが息子や孫の時代まで原子力発電所をおれの町につくつてよかつたと喜んでいたげるよう、地域住民の豊かな生活、所得の向上に役に立つていくというような、この二つの政策を柱にしてこれから進めてまいりたいと思います。

今、福間先生から原子力発電所に対する大変深い御理解を賜つて、まさに参議院の良識を見させていただいたと、心から感謝をいたします。

政策の強化が必要だということとあわせまして、

けますと、秋の郷里の猪苗代湖というところは、職前、田本一のエネルギー源と言られて秋力発電

○福間知之君　大臣の出身県はまさに原発銀座で、私はして、私も何回か観察を行つて二事があ

ります。

ここで、さらに深い議論をこれに關してやる時間の余裕はありませんけれども、最近感じることは、やっぱり依然として原子力についての国民的理解を得るためにすべきことがたくさんあるなという感じであります。俗に言うPAということが言われていますけれども、大変これが重要な問題です。エネルギー庁としても、もう一つ腰を入れたやり方というのを科学技術庁等と対応してやっていかないといけない。

単に原子力発電のみにとどまらず、高速増殖炉の問題も実は今重要な時点に差しかかっておりまます。ブルトニウムの活用を含めまして。これはやはりそこまで完結をしないと、まさに我が国の少資源による、しかも必要な電力需要の確保ということが困難になってしまふわけありますので、廃棄物の処理を含めましていよいよ胸突き八丁に差しかかっている感が私はいたしております。私なりに勉強もしておりますが、ぜひひとつこれは国会レベルでも問題の提起を大胆になしていく時期じゃないかなという感じが実はしていることを申し添えておきたいと思うんです。

次に、通商問題ということでお聞きをしたいんですけど、御案内とのおり世界の情勢というのは、ソビエトの解体など、第二次世界大戦後長期間にわたって継続してきましたところの米ソ両超大国の対立を中心とする国際的な秩序に構造的、抜本的变化を生じております。

こうした中で、新たな世界経済秩序の形成を摸索して行かれているところのいわゆるウルグアイ・ラウンドが今極めて重要な交渉となつておるわけあります。交渉六日目に入りましたこのウルグアイ・ラウンドを成功裏に妥結させることは、今や自由貿易体制の維持強化に不可欠な条件と言えましょう。しかしながら、各國の利害の対立から合意のめどが立たないまま今やその合意期限を迎えるようとしているのであります。我が国がラウンド失敗の張本人と指摘されるようなことは、もちろん何としても避けねばなりません。他方、各

国が歩み寄りを示すことがしたがつて不可欠だと

思います。

そこで、アメリカあるいはECなどのガット交渉における姿勢はどのようなものなのか。また、我が国として今後どのように対処していくつもりか。先日来、衆議院予算委員会の質疑でもこのことは何人かの人が指摘して取り上げておられますけれども、私は、当委員会で見解をひとつ正式にお聞きをしたいと思います。

○政府委員(岡松壯三郎君) ガットのウルグアイ・ラウンドの問題でございますが、これを早期かつ成功裏に終結するということが自由貿易体制を維持する上でもぜひとも必要であるというふうに考えておるわけでございます。御指摘のように、過去五年間の交渉を続けておるわけでございますが、このウルグアイ・ラウンドが取り組みましたものといいますのは、整理をしてみると三つの分野があるかと思ひます。

一つは、そもそもガットのルールが守られなくなつてしまつてあるものがある。例えば、三〇一一条の問題でございますとか、アンチダンピングの問題でございますとか、あるいは灰色措置等が非

常に出でてきているということ。それから二番目には、ガットのルールでは規制されていなかつたようなサービス問題でありますとか、知的所有権の問題といったような新たな分野が出てきた。三番目には、ガットの外にいた農業でありますとか鐵道の問題、これらのものを一つのルールの中にまとめるのではないかという意味で取り組んできた。これに対して、管轄貿易的だという批判が各方面からもなされております。経団連のミッショントも今欧洲でそのような趣旨の批判を受けておるようになります。

自動車や鉄鋼、工作機械等の品目で我が国が輸出抑制、輸入拡大面で幾ら支援してみても、アメリカ産業の競争力強化の効果に疑問が呈されるところでございます。九一年の我が国の輸出総額に占める対米輸出の割合は二九・一%で、先進国の中では突出した対米依存度になつております。日本間の経済摩擦軽減のためには、市場の開放、内

あるわけでございまして、この農業をめぐって両国といいますか、米、ECの間の対立がまだ解けていないということは報じられているとおりでございます。しかしながら、両国も水面下でさまざまな次第にレベルを上げながら最後の調整に努めているというふうに聞いておるわけでございまして、交渉妥結へ向けての努力が続けられているということは事実でございます。

我が国といたしましても、御指摘のようにラウンド失敗の張本人というふうにされるのは何としても避けなければいけないわけございまして、国際秩序維持の担い手として二十一世紀へ向けての国際貿易ルールづくりに積極的にこれを推進していかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。さきに通産省所管関係の関税の引き下げ表について既に提出したわけでございますが、これらの問題につきましてウルグアイ・ラウンドの早期妥結へ向かって、今後とも精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○福間知之君 ちょっと先を急ぎたいと思うんであります。国際的な秩序に構造的、抜本的な変化が生じてゐる中にございまして、対外政策の基軸をなしに、日米関係も変化にさらされていると思います。ことし正月早々の日米首脳会議の目的の一つは、貿易摩擦の拡大の防止にありました。その成果として、輸入拡大を目指す行動計画が発表されました。これに対して、管轄貿易的だという批判が各方面からもなされております。経団連のミッショントも今欧洲でそのような趣旨の批判を受けておるようになります。

原則に立ちまして拡大均衡を目指していく、一地域が高いからそこを減らすというのではなく、拡大均衡の中でそのウェートを減らしていくことが大事であるというふうに思ひ、それを目指しているわけでございます。先ほど御質問のウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結努力ということも含め、また輸入拡大策をビジネス・グローバルパートナーシップという形で推し進めておるわけでございますが、こういう諸施策を通じまして今後とも調和ある対外関係の形成に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○福間知之君 この問題は、また改めて議論をする場をいただきたいと思っています。アメリカも今大統領選挙でブッシュさんを初め政治的な非常に重要な時期でござりますので、余り不必要なことは申し上げたくありませんけれども、より基本的には日米の関係というのは、やっぱり安定して良好な関係を維持していくことが双方にとって

需拡大が必要なのは言うまでもありませんが、対米輸出依存度を低下させることも一方において重要じゃないかと思ひます。

○政府委員(岡松壯三郎君) 我が国の地域別の輸出シェアでございますが、平成三年度で、東南アジアが約三一%、それからアメリカがそれに統合で二九%、EC諸国が一九%というふうになつております。ただし、アメリカのシェアについて見ますと、今申し上げましたのが平成三年の数字でございますが、昭和六十一年には四〇%弱という高いレベルにあつたわけでございまして、次第に今低下してきているというのもまた事実でございます。

必要だ。その限りで私たち日本の國もベストを尽くして対応をしていかねばならぬ、そういう視点でこれからまたかなりの議論をしていきたいと思つてます。

それでは、公正取引委員会委員長においていた

だきましたので、最後に独禁法の刑事罰問題を中心にお伺いをしたいと思います。

公取委員会が、さきの衆議院予算委員会で我が

党の委員の要求によりまして、カルテルなど独禁法に違反した法人に対して、罰金の上限を現行の五百円から数億円に引き上げる必要があるとい

う研究会報告を提出されました。これに対して、

一部には刑事罰の見直しに消極的な意見もあると聞きましたが、独禁法の運用強化については日米構造協議でも公約しておりますところであり、何よ

りも独禁法違反に対する抑止力効果が市場経済の健全な発展や一般消費者の利益の確保に極めて有効であると思われるわけであります。独禁法の改

正法案の提出の見通し等について、独立機関としての性格の強い公取委の確固たる見解を伺いたい

わけでございます。

つい、この委員会の始まるきょうの午前中に公

取委の事務方の方からペーパーをいただきまし

た。刑事罰規定の見直しについて公取委として決

定をされたということと、こういうことに決定をされただよう

でございますが、この経過も含めてお伺いをした

いと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 独占禁止法の事業者に

対する罰金刑の上限額を大幅に引き離して定めることとし

て、五百円以下という現行を一億円以下とい

うのに改めると、こういうことに決定をされたよう

でございますが、この経過も含めてお伺いをした

いと思います。

○政府委員(梅澤節男君) 独占禁止法の事業者に

対する罰金刑の上限額を大幅に引き離して定めることとし

て、五百円以下という現行を一億円以下とい

うに改めると、こういうことに決定をされたよう

でございますが、この経過も含めてお伺いをした

理解を得べく今日まで調整の作業を進めてまいりましたが、改めて概略を御報告申し上げますと、刑事罰強化の対象となる違反行為の範囲は、独占禁止法第八十九条の罪、つまり独占禁止法第三条、私的独占及びカルテル、第八条一項一号、事業者団体のカルテル等を禁止する行為に違反した場合の刑罰を引き上げるということをございます。その引き上げの具体的な内容につきましては、現行ではこの八十九条の罪は事業者の場合も行為者たる自然人の場合も罰金刑の上限は五百万円でござりますけれども、今回、事業者の罰金刑の上限につきましては、これを大幅に引き上げまして、五百万円を一億円に引き上げるという内容でございます。したがって、行為者たる自然人等の刑罰の水準、罰金刑五百万円以下、自由刑、懲役刑三年以下という罰條は現行のとおりということになるわけでございます。

私どもは、この最終案の骨子に沿いまして、今後所定の手続を経まして今国会に可及的速やかに御提出申し上げる予定でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○福間知之君 アメリカは、罰金刑があつて、課徴金はないんですね。E.C.は、その逆で、罰金刑がなくて課徴金がある。我が方は今二つあるわ

けですね。そういうことをめぐって与党・自民党と公取委との話が随分行われたと聞いておりますし、結論として今法人の罰金刑を五百円から一億に上げる、こういうことのようであります。この額が妥当かどうか、これは今後の課題になるわけですが、私たちの党は、かねがね勉強してまいり

ましたように、昨年来、刑事罰の引き上げに関する研究会、これは刑事法学者、独占禁止法学者による研究会でございますが、作業をお願いいたしました。昨年十二月にその報告書をいただきました。自

然、この報告書の趣旨に沿つて各方面的御

出されれば、その時期に譲りまして、時間が来ましたのでこれで終わります。

ありがとうございました。

○山口光一君 先ほど、福間委員が景気の動向に

ついて経済企画庁の局長から説明を聞きました。

そこで、通産大臣に同じような方向かもしませんけれどもお伺いしたいと思います。

国民が一番心配しているのは、景気の先行きがどうなるかということです。私は、景気が調整局面に入った現在、政府が一番心がけなければならぬことは、政府の経済政策に対する信頼を確保するということが一番大事だと思います。いずれ

政府は総合的かつ思い切った景気対策をとられると思いますが、政府と国民の間に認識のずれがあつたり、また必要な対策をとるにしても時期を逸していくは、結局国民は笛吹けど踊らずといいう結果になりかねません。そこで政府としては、景気回復に対する強い決意、例えば先ほど経企庁の

局長が数字を述べましたが、三・五%の安定成長路線は絶対に達成するという強い決意をあらゆる機会をとらえて国民に表明して、言つたことは必ずやるということが肝要であると思います。それ

が国民のマインド、企業マインドを明くるものであります。景気回復に大いに役立つ前提条件であると私は思いますが、渡部大臣のひとつ所感をお願いを申し上げます。

○国務大臣(渡部恒三君) 今、山口委員からお尋ねのありました景気の現状と今後の方向、私も一

番これを心配しておるところであります。私は、

実態としての経済に触れておるわけであります。それとも、率直に申し上げて、我が国の経済を支え

てきた自動車産業、鉄鋼あるいは石油化学、こういった主要産業は、造船だけ例外でありますけれども、ほとんど減益、減収であります。これは数

字を並べて減速しつつ底がたくとか、いろいろ表

現はありますけれども、民間人、国民の立場に立つてという山口委員のお話であります。これは数

字で、いざ立とう、こういうことになれば我が國の

経済は進んでいくので、まずそのことが第一なので、この機会に一日も早く予算を成立させていた

だくようにお願いをしたいと思います。

これから非常に大事な時期でありますけれども、やはり国民全体に明るい展望を持つていただき

て、時短の問題が今非常に大きな問題になつて

おりますが、中小企業にとってやはり時短をや

るために思い切った省力化の設備投資が必要でありますから、中小企業等でも中小企業の皆さん

がよかつたということになりますし、去年よりも大幅に売り上げが減つて利益が減つてしまふ在庫がたまってということになれば、これは不景気を心配するのは当然のことであります。

私は、そういう観点に立つてこれからの産業政

策というものを考えておりますので、まず第一に強化の対象となる違反行為の範囲は、独占禁止法第八十九条の罪、つまり独占禁止法第三条、私的

独占及びカルテル、第八条一項一号、事業者団体のカルテル等を禁止する行為に違反した場合の刑罰を引き上げるということをございます。その引

き上げの具体的な内容につきましては、現行ではこの八十九条の罪は事業者の場合も行為者たる自然人の場合も罰金刑の上限は五百万円でございま

すけれども、今回、事業者の罰金刑の上限につきましては、これを大幅に引き上げまして、五百万円を一億円に引き上げるという内容でございま

す。したがって、行為者たる自然人等の刑罰の水準、罰金刑五百円以下、自由刑、懲役刑三年以

下という罰條は現行のとおりということになるわけでございます。

私どもは、この最終案の骨子に沿いまして、今後所定の手続を経まして今国会に可及的速やかに御提出申し上げる予定でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○福間知之君 アメリカは、罰金刑があつて、課徴金はないんですね。E.C.は、その逆で、罰金刑がなくて課徴金がある。我が方は今二つあるわ

けですね。そういうことをめぐって与党・自民党と公取委との話が随分行われたと聞いておりますし、結論として今法人の罰金刑を五百円から一億に上げる、こういうことのようであります。この額が妥当かどうか、これは今後の課題になるわけですが、私たちの党は、かねがね勉強してまいり

ましたように、昨年来、刑事罰の引き上げに関する研究会、これは刑事法学者、独占禁止法学者によ

る研究会でございますが、作業をお願いいたしました。昨年十二月にその報告書をいただきました。自

然、この報告書の趣旨に沿つて各方面的御

出されれば、その時期に譲りまして、時間が来ましたのでこれで終わります。

ありがとうございました。

○山口光一君 先ほど、福間委員が景気の動向に

ついて経済企画庁の局長から説明を聞きました。

そこで、通産大臣に同じような方向かもしませんけれどもお伺いしたいと思います。

国民が一番心配しているのは、景気の先行きがどうなるかということです。私は、景気が調整局面に入った現在、政府が一番心がけなければならぬことは、政府の経済政策に対する信頼を確保するということが一番大事だと思います。いずれ

政府は総合的かつ思い切った景気対策をとられると思いますが、政府と国民の間に認識のずれがあつたり、また必要な対策をとるにしても時期を逸していくは、結局国民は笛吹けど踊らずといいう結果になりかねません。そこで政府としては、景

気回復に対する強い決意、例えば先ほど経企庁の

局長が数字を述べましたが、三・五%の安定成長

路線は絶対に達成するという強い決意をあらゆる機会をとらえて国民に表明して、言つたことは必ずやるということが肝要であると思います。それ

が国民のマインド、企業マインドを明くるものであります。景気回復に大いに役立つ前提条件であると私は思いますが、渡部大臣のひとつ所感をお願いを申し上げます。

○国務大臣(渡部恒三君) 今、山口委員からお尋ねのありました景気の現状と今後の方向、私も一

番これを心配しておるところであります。私は、

実態としての経済に触れておるわけであります。それとも、率直に申し上げて、我が国の経済を支え

てきた自動車産業、鉄鋼あるいは石油化学、こういった主要産業は、造船だけ例外でありますけれども、ほとんど減益、減収であります。これは数

字を並べて減速しつつ底がたくとか、いろいろ表

現はありますけれども、民間人、国民の立場に立つてという山口委員のお話であります。これは数

字で、いざ立とう、こういうことになれば我が國の

経済は進んでいくので、まずそのことが第一なので、この機会に一日も早く予算を成立させていた

ができるだけ安い金利で省力化の設備投資ができるとか、これから先生の御期待にこたえる施策を機動的、弾力的に進めてまいりたいと思います。
○山口光一君 大変強い決意。しかも内容のある答弁をありがとうございました。

今、大臣がおこしやられたように予算が早く成立することが非常に大事であると。たしか、五十三年の第二次オイルショック以後、本予算は暫定なしで六年間来たと思います。そのことが当時の経済危機を乗り切るためにも大いに役立ったと私は思います。G.N.P.の二割を占める本予算が早く成立して執行されることは国民を勇気づけて、そしてみんな一生懸命やろうという気になります。したがいましてできるだけ早く、できれば暫定なしで予算が成立することが国民の要望にこたえる道であると思いませんので、良識ある参議院というか、の中でも良識ある商工委員会と言っている立場に立つて、党派を超えてひとつよろしくお願いを申し上げます。

○政府委員(桑原茂樹君)　ただいま先生御引用になられました中小企業金融環境調査というものでござりますけれども、これによれば確かにおっしゃるとおりの結果がうかがわれるわけござります。また、中小企業者が民間金融機関等から借り入れにくいいような状況もあるのではないかと対しましては大蔵省を通じまして中小企業への

し、そういう関係について何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。
○國務大臣(渡部恒三君) 日米構造協議、夏までにまたアフターケアについての協議が行われるわけでありますけれども、私は、日米関係というものは戦後の歴史を振り返ってみて、何といっても廢墟の貧しい日本が今日の繁栄を迎えた最大の要件は日米のグローバルパートナーシップであったと思ひます。

バイスしてくれたことでしかも日本の国のためになり、またアメリカの発展のためにも役立つことについてはどんどん取り入れるし、また彼らの言っていることに過ちがあれば、それはどんどんと指摘する、それが本当の友情というもので、構造協議というものをこれからも進めてまいりたいと思います。

○山口光一君 地球環境問題について六月にいわゆる地球サミットが開催されるということです
が、大臣も出席されると思いますが、されるんで
しょうか。

ざいますけれども、こういう場で制度の国際的な調和を図るためにの努力が続けられてございます。
そういった意味で、政府としましてはこういった取り組みに積極的に貢献しまして、そうして各國の工業所有権制度及び運用の違いから摩擦が生じないような努力、これをやってまいりたい、こう思ってございます。

そこで、中小企業の問題ですけれども、景気が下落局面に入りますと中小企業にしわ寄せがいきます。先ほど政府系金融機関に対する貸出金利の問題は説明がありましたが、いわゆる第二地銀と申しますか、中小企業が一番縁のある第二地銀の金利が下がっていないという調査が中小企業庁の調査で最近発表されました。こういうものに対する何か対策はないのかどうかお尋ねしま

にアメリカから押しつけられているという印象はぬぐえません。の中には、求められるまでなく自由と公正の見地から自分自身で解決していくべきやならないという問題もありますが、同時にまた日本側として主張すべきは主張するという姿勢が大事だと思います。そういう点がいま一つ国民の目に見えてこないというのが現状だらうと思いますので、これからもひとつ具体的な提案をアドバイスしていきたいと思います。

から下水道や住宅あるいは都市公園やこういうゆとりのある生活環境をつくることに力を入れていくということは、これはアメリカに言われるまでもなく日本にとって望ましいことであります。私どもは、この国にとって望ましいこと、また自由主義経済の繁栄ということを考えれば、関税障壁を取り除いていくことも国内の産業を自由化することもこれはいいことですから、いいことは

ところを背景に、今御指摘ございましたように、なかなかんずく先端技術分野を中心でもつて紛争があることはよく承知しているところでございます。それで、この紛争はまず一義的には民間企業の問題ではござりますけれども、それがよって来るところが制度とか運用の違いから出てくるようなケースも間々ございます。それで現在、もう御案のことでござりますけれども、ガットとか、そ

貸し出しに特段の配慮を払ってくれるようになり、うことをお願いしたところでございます。また、この民間金融を補完するところの中小公庫とか国民公庫という政府系の金融機関、これに対しましてもなお一段と努力するようなどいふことを伝えています。政府系の金融機関は、最近金利もだんだん下がってきておりますし、また貸し出しへ規模についても財投を追加する等々の方法によりまして万全の対策を講じているというふうに我々は思っておりますけれども、今後とも中小企業に対して安定的な資金供給が行われるように努力してまいりたい、こういうふうに思っております。

○山口光一君 ガット・ウルグアイ・ラウンドの問題については、先般通産省は思い切った鉱工業品に関する国別表を出しましたね。ひとつ成功するよう大臣、一生懸命頑張ってください。

それから、日米構造協議の問題ですけれども、日米構造協議というのは本来双務的なものですね。ところが、一般国民の方から見ると、一方的

榮を來しました。自動車一つの問題を取り上げても、日本の自動車が今日あるのはアメリカを模範として、しかも九一年度ベースで考えると今日日本からアメリカに輸出しておる自動車は百八十万台前後、アメリカから買っている自動車は三万台前後、それもホンダとかトヨタとかがアメリカでつくって輸入されているのが二万前後でありますから一万前後。何といっても、日本の今日の輸出産業を支えているのはアメリカのマーケットでありますから、これはやはりこの友好関係は存続していかなければならぬ。

だからといって、それならアメリカの言いなりになつてはいるかといえば、私もこの職についてベーカー国務長官あるいはヒルズ通商代表等と幾たびか会談をいたしましたが、我が方の立場で言ふべきことは率直に申し上げております。通産関係の問題でもセーフガードの問題とか、アンチダンピングの問題とか、しかしながら、構造協議の象

その中には、拡大解釈やこじつけではないかと思われるようなケースも少なくないわけです。これを企業ベースだけに任せてしまっておきますと、それが判例になつて日本産業の将来に大きな悪影響を残すことになるのではないかという心配があります。政府としての対策はどういうものがあるかどうか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(深沢宜君) 御指摘の点でございますけれども、この紛争といいますでしょうか、それが生じてくる背景には、こういうことがあるだらうと思います。最近、製品がだんだんと付加価値が高まってきております。その付加価値の高まつてくる進展に伴いまして、製品の価値の中にも占めます特許等の知的所有権の占める割合というのが非常に高くなつてきているんだと思います。それは非常にコスト、それから時間がかかるってござります。それであればあるほど権利があらゆるところで適正に保護されほしいという要請、必要

○國務大臣(渡部恒三君) 国会等の情勢がありますけれども、お許しをいただければ出席させていただきます。

○山口光一君 非常に注目を浴びておりますので、大臣の所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) かつては環境問題というのがそれぞれの国内問題でありましたけれども、今、オゾンの問題、フロンの問題とかオゾン層の問題とかCO₂の問題とか、これは日本で幾ら環境を守つておつても、中国で石炭が石油がどんどんかかれればそれが日本に流れてくるという時代でありますから、地球全体の規模で環境問題を考えなきやならない。これは、山口先生もまた私もともに師匠と思っている竹下さんが大変熱心にこのことを全世界に訴えられて、また世界の人たちも大きな期待を持つてくれておるわけでありますし、またこの日本が大きな経済発展をしてきたということは世界が平和であるため、また世界の国々とすべてに自由に我々が貿易をして今日の繁栄を来しておるわけでありますから、日本としてはやはり国際貢献という中の一環として環境問題にも貢献をしていかなければならぬと思いま

しかし、同時に忘れてならないことはやはり経済と環境の調和ということであつて、我々がこの美しい自然を息子や孫の時代に汚さないで残していかなきやならないということはこの地球の中で人類が幸せに生きていくことがありますから、経済の発展と環境を守つていくことを調和させることで、それは、一番大事なことは何かといえれば技術革新で、我が国は幸いに環境問題に対するすぐれた技術を持っておりますから、これを開拓途上国に思い切つて移転するようなことで国際貢献ができる、こういった主張をしてまいりたいと思つております。

○委員長(岩本政光君) 山口君、時間が参りましたので簡単に。

○山口光一君 今、渡部大臣が私と山口君との師

匠は竹下さんなんと言いましたけれども、これは同じ学友、同窓でございまして、そういう親しさの余り言つたことだらうと思います。通商産業大臣は今政府の重要な閣僚になっておられて、私は本当にうれしく思つております。ますます研さん

に努められて御活躍を期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○三木忠雄君 それでは、まず大臣、商工委員会はきょう初めてでございますので、何点かの問題だけお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、理事松尾官平君着席〕

大きな問題となっておりました日米首脳会談の問題についてまず一点伺つておきたいと思いま

す。

ふだんの首脳会談は、私たちも今まで見ておった感じでは、ミッションは余り来なかつたような感じがするんです。今回は、大統領に経済団体が大部分ついてきた特殊な日米首脳会談のような私は、感動計画について米国内ではいろんな意見が出ておりECCからもいろんな意見が出ておりますけれども、まずこの日米首脳会談の成果というのか、行動計画について米国内ではいろんな意見が出ております。批判する意見もある、あるいは賛同する意見もあるだろうし、この問題について首脳会談

後における米国内の反応を通産大臣としてはどういうふうにお考へなつておるか、まずこの点を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 冒頭、何か機先を制せられたようですが、これは率直に申し上げて、大統領に対するいろいろの批判がござりますけれども、私は、マクロで見てやはり日米会談は成功でありますと確信をいたしております。

○三木忠雄君 細かな具体的なアメリカの報道については、今重要な時期でありますので、私は、日本を基軸にしていかなきやならないということは十分承知しておりますし、昨年のあの九十億ドルのときにも非常に私たちは苦労して、日米関係を損ねてはならないという立場からもいろいろ苦慮したことございました。

いずれにしましても、この通商交渉というか、それだけがクローズアップされたわけではないと、いう大臣の答弁、私も納得するわけでありますし、そういうところだけがクローズアップされたという問題があるんですけれども。

ECC方面から見ると、昨日も何かプラッセルでいろいろな話題になつたそうですね、お聞き及びだと思うんですけど、やはり日本の貿易交渉が比較的管理的な色彩を帯びてくるんじゃないかなと。自動車の部品の輸入だと、あるいはこれだけ政府調達いたしますとかいろいろな形で、答弁は恐らく自主的な民間の判断と、こうおっしゃるかと思うんですけど、民間の自主的な判断でもやはり通産省との間にいろんな枠組みというか、そういうような問題ができ上がり、公約的にその数字が受けとめられて、いるんじやないかと。こういう点を果たして実行できなかつたとき

ならないと、成功させることが日本のためでありますけれども、アメリカのためであり世界のためであるということでお考へなつかれども、こういうことを伺つておきました。

アメリカのためであります。

こういう点について、やはり昨日プラッセルでECCからもいろいろ日米だけが余りにもそういう色彩を持つて、何か自由貿易に対する考え方を規定するような、というふうな意見があつたように伺つておりますけれども、こういう問題を含めてどうお考へなつかれども、こういうことを伺つておきました。

○國務大臣(渡部恒三君) 冒頭、何か機先を制せられたようですが、これは率直に申し上げて、自動車業界の企業の皆さん方が、さつきちょっと私触れましたけれども、今日の日本の自動車業界とアメリカを最大のマーケットとしている。日米自動車業界の発展のために、これは日本の自動車業界の企業がそれぞれアクションプランと私觸れましたけれども、今日の日本の自動車業界にもこういう努力をしてもらうという前提の中で日本の自動車業界がそれぞれアクションプランと、いう目標、計画を立てられたわけでありますけれども、残念ながら、これが国際的に世界に報道された時点では、何か国と国との約束というふうに受け取られたことも、これは否定できません。

解をしています。

特に自動車の場合、これは我が国は今市場開

放を積極的にやっております。輸入車はアメリ

新らしい内閣ができる、新しい年が始まってブッシュ大統領が日本においていただいたのでありますので、この日米首脳会談は成功をさせなければ

から文句を言われて門戸を開放する。ところが、入ってくる自動車はほとんど歐州車。二万台ぐらいかと思いますけれども、そのうち三万台近くがアメリカ、あとは歐州車と、こういうことです。でありますから、これは一人一人に話を聞いていなければ理解をしていただけるものと考えております。

ショーンが来たとかこれは別にしまして、やつぱり通商問題というものはこれから非常に大きな問題だと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、三木先生から大変大事な御意見を賜りました。実は私は、通産省に入ったのが十一月四日であります。あれから今まで、数えて百二十人を超す外国の大臣が私のところに参つております。きょうもこれからお目にかかるならねばならないか。

んですけれども、そういう一つの話をしているとわかるように、大部分の国の人は、今度ぜひおまえもおれの国に来てくれと必ず言って帰ります。これは個人と個人とのつき合いで、やはり先生のお宅をお訪ねすれば、また先生が私の家を訪ねていただくというようなことによってコミュニケーションがここは高まってくるわけであります。残念ながら、日本の大臣と、うつはまこ、二回

をされてわかつたという問題もありますとおもいますけれども、やはりこういう重要なボイントは、通常産省として、出先の大企業もあるんでしうけれども、首脳がよく説明するようなこういう場をしっかりと早急につくつておいた方がいいと思うんです。定期的に、首脳会談が終わつた後の、プレスの報道はプレスの報道あるでしうけれども、やはり真意はこういう問題だということをやつておきませんと、誤解されちやうがますますECAあるいはASEANというところに非常に大きな誤解を招く一つの問題になつてくるんじやないかと思うんです。

私は、提案を含めて、そういうやり方を考えておいた方がいいんじやないか。やつていらっしゃるんだろうと思うんですけれども、比較的のそういう点が日本の通商外交のうちに、外務省が何でもこういろいろやるけれども、本当の自動車の部品の輸入はこうなんだというような具体的な細かなところまで、大使館員の人には申しわけないけれども、アメリカやECには通産省から派遣になつ

○國務大臣(渡部恒三君) これは、三木先生から大変大事な御意見を賜りました。

実は私は、通産省に入ったのが十一月四日であります。あれからきのうで、数えて百二十人を超す外国の大臣が私のところに参つております。きょうもこれからお目にかかるなければならぬですけれども、そういう一つの話をしているとわかるように、大部分の国の人は、今度ぜひおまえもおれの国に来てくれと必ず言つて帰ります。これは個人と個人とのつき合いで、やはり先生のお宅をお訪ねすれば、また先生が私の家を訪ねていただくというようなことによつてコミュニケーションがこれほど高まつてくるわけであります。

残念ながら、日本の大臣といふのはほとんど国会に制約されて、これは外国に行くことができません。もちろん、これは民主主義でありますから、国会が最重要なのは当然でございますけれども、その合間に国会の審議の妨げにならない範囲で、官とか岡松通商政策局長とかおりますので、これらをできるだけ派遣して、日本の眞意を外国に理解させるよう努めたいと思います。

○三木忠雄君 私は、個人的に外務、通産、大蔵というものは、副大臣クラスがもう実際大臣クラスの資格になつて、本当に全世界を回つてやらなければこれは間に合わない。やっぱりグローバル世界の中で、パートナーシップとして日本が本当によく説明もできなければ、日本だけが何か特別な国だというふうな感じを与えるようではならないと思うんで、私は老婆心ながらこの問題を提案したわけです。

○政府委員(熊野英昭君) 自動車の部品につきましては、購入といいましても、日本のメーカーが輸入するものと、それから日本の企業が現地に出ておりまして、その現地企業が購入するものを合わせて購入と言つております。それが合わせて百九十億ドルでございまして、輸入の方が四十億ドル、現地調達は百五十億ドル。それから、完成車の方はいろいろな前提条件をつけまして、そういう前提条件が満たされたら、いろいろ販売協力をしていきたいという意向を表明したものでござります。

その意向の表明に具体性を持たすために、例えば年間このぐらいの台数というふうなことも、数字にも言及しつつ各社が発表したわけでござります。当然それぞれ、相手側の最大限の努力をしていくものと我々確信もしておりますし、それから政府においても政府の役割の範囲内で、可能な限りこの支援というか勧奨もしてまいりたいというふうに考えております。

部品の調達の問題等については、大体通産省としては業界の自主的な判断でこう出したわけですから。もしそれがいかなかつたら、また公約違反だという問題提起が沸き起こつてくるんじゃないかなと。大統領選挙を控えて、いろんな話題になつてくるんじやないか。

○政府委員(熊野英昭君) 自動車の部品につきましては、購入といましても、日本のメーカーが輸入するものと、それから日本の企業が現地に出ておりまして、その現地企業が購入するものを含めて購入と言つております。それが合わせて百九十億ドルでございまして、輸入の方が四十億ドル、現地調達は百五十億ドル。それから、完成車東の方はいろいろな前提条件をつけまして、そういう前提条件が満たされたら、いろいろ販売協力をしたいといった意向を表明したものでござります。

その意向の表明に具体性を持たすために、例をば年間このぐらいの台数というふうなことも、数字にも言及しつつ各社が発表したわけでござります。当然それぞれ、相手側の最大限の努力も前提にしながら、みずからも懸命の努力をしていくものと我々確信もしておりますし、それから政府においても政府の役割の範囲内で、可能な限りこの応援というか勧奨もしてまいりたいと、エンカレッジをしてまいりたいというふうに考えているわけであります。

いざにいたしましても、まだこの目標、努力目標を掲げたばかりでございますから、とにかくでこれが実現されるように、いろんな面からみんなで努力を重ねていくことが当面大事であるというふうに考えているわけでございます。

○三木忠雄君 この前の新聞等の報道で、アメリカのヒルズさんが通商白書で、日本に対しての通商目標として三点挙げているんですね。きょうは細かな一つ一つについて伺う時間ありますけれども、通産省としては大体これはいけそうだという感触は持つていらっしゃるんですか。もしそれがいかなかつたら、また公約違反だという問題提起が沸き起こつてくるんじゃないかなと。大統領選挙を控えて、いろんな話題になつてくるんじやないか。

ども、一つは日米構造協議の活性化の問題。第二点がウルグアイ・ラウンドを通じての知的所有権とかその他のいろんなものの、紙製品の問題等ありますけれども、この参入改善の問題、貿易障壁の問題です。第三点がブッシュ大統領訪日時における日本企業が約束した外国製品輸入増大計画の実行という、こういう問題の三点を日本に対しても商目標として挙げているわけです。この一つについて伺う時間がありませんけれども、この二点目は外國製品輸入増大計画の実行についてどうふうに考えていいのか、この二点についてまず伺つておきます。

○政府委員(岡松壯三郎君) USTRでまとめられました九二年の通商政策課題という中の御質問でございますが、お話をございました輸入目標については、あの際に盛り込まれました……

○三木忠雄君 簡単でいいです、ちょっと時間限られて いるから。

○政府委員(岡松壯三郎君) ビジネス・グローバルパートナー・シップのこととかと存じます。これれば三年間で百億ドルをやすということとの数字が盛り込まれてゐるわけでございますが、これはまさに企業が自主的にグローバルな輸入計画を掲げておるものでございまして、この目標に向かつて各自の業者がそれぞれの立場で努力をしてくれるものと想待しておりますし、私どももできる限りの支援をしたいというふうに考えております。その一つとして輸入促進と直接投資の法律をお願いいたしておりますが、それもその実行のための後押しのための法案ということをごぞいます。

三木忠雄君 数多くの問題でございませんけれども、紙製品とかコンピューターの問題等についていろいろアメリカから指摘をされているわけですが、貿易障壁の問題、例えば百億ドル今ふやすにしても、いろいろ自算はあるんでようけれども、コンピューターの入札の問題、これは官公需をとやすという話でもう通達が各省に回つたり、あるいはアメリカの、その会社名は余り言わない方が

月から官公需対策の特別部隊をつくっているわけですね。こういう形で、官公需に対応するコンピューターの入札に応札しよう、こういうわけです。

私が一つ心配している問題は、きょうは公取委員長まで呼ぶ必要はないと思って呼んでいませんけれども、日本で一円入札とか、こういう事実が今まであったわけですね。あるいは何円入札とかいった社会常識で考えられないようなそういう入札で日本が応札しているという事実が、これは私もいろいろ新聞のデータや資料を寄せてもらったんですけれども、広島とか長野県とかいろんなところで相次いでこういう問題が起ころっているわけです。

そうすると、官公需のこういうう入札の問題でも、こういう一円入札というような問題が、今はないと思うんですねけれども、こういう問題がやはり官公需のアメリカ進出企業に対する貿易障壁というか、あるいは誤解を招くような一つの入札制度じやないかと、こう思うんですけれども、こういう点についてはどうお考えでございますか。

○政府委員(熊野英昭君)　ただいま委員御指摘のとおり、過去におきまして地方公共団体のコンピューターシステムの調査でありますとか、あるいは設計業務に関連いたしまして異例な低価格での入札例があつたことは、遺憾ながら事実でございます。

当省といいたしましても、こうした発生した事例につきましては、企業の社会的な信用でありますとか、あるいは国際的な信用を失墜させるおそれもありますし、あるいはひいては健全な競争秩序を損なうことになりかねないと、こういうふうに考えまして、その際に関係企業に対し厳重な注意を行うとともに、関連業界に対しましても再発防止を求める通達を平成元年の十一月一日付で実は出しておりまして、同様の事例が生じないよう周知徹底を図つてきてるところでございます。今後とも、こうした事例が再発しないよう注視をしてまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 先ほどの公取委員長の独裁法改正の問題等も含めていろいろ手は打たれているんだろうと思うんですけれども、こういう日本の官公需の問題ですから、なるべく安く入った方が国民の立場から見れば税金がそれだけ使用されないわけですね。文部省等もいろいろ輸入の問題でIBMから輸入したというあのコンピューターにしても、安くて、そしてソフトが安くなれば国益上プラスになる問題です。

しかし、余り非常識になつてそういう一円入札だとか、そういう問題がやはり日本の貿易慣行にあるいは入札制度、談合の塊だと言われるようなこういう慣行では、日米関係は本当に信頼を増していくこうといつても、なかなかこれはできないだろうと思うんです。こういうところについて、建設の問題とコンピューターの問題、あるいはソフトも含めていろんな一つの機械を導入すれば、それに伴うソフトとか修理とかバッケージになつているからいろんな収益があるのかどうかわかりませんけれども、そこらのある程度の大体の入札の基準というか、この程度の範囲は常識的だという線は、ある程度考えられるんじやないかと、こう思ふんです。

こういう点について、やっぱり通産省はしつかり見ていった方がいいんじゃないか。そうしないと、またパートナーシップだとか言ってもやはり誤解を招くような結果になつてくると思うので、いろいろ通達を出されたというわけでございますけれども、これから各省にわかつて外国のコンピューター等の官公需の問題も、入札が自由になつてくるところとなるわけです。今、どのぐらいの率で大体コンピューターは日本の官公需、官庁の中に入っているんですか。

○政府委員(熊野英昭君) ただいま私、政府全体の数字は持つておりませんけれども、通産省の限りで調査をいたしましたものを持っておりますので御紹介をさせていただきたいと思います。

現在、通産省におきましては大型コンピューターを十四台使用しております。このうち、外資

系企業から調達したものが三台でございます。これが通産省の状況でございます。
それから、通産省関係の特殊法人について同様の調査をしてみますと、通産省主管の特殊法人でござりますけれども、十機関について調べましたところ、大型コンピューターは二十二台使用されておりまして、このうち外国籍コンピューターが二台でございます。
○三木忠雄君 何か各省で細かないろいろ検討はされていると思うんですけれども、私は貿易障壁というかいろんな変な慣行が日本にはまだあるんだと言われないような方式をしつかりやってもらいたい。私は、特に外国のコンピューターメーカーだけを入れろというわけじゃありません。適正な運用というかそういう社会常識というのはある程度のものがないと、日本の官公庁は何をやっているんだ、こういうような感じになりかねないということで、私の考えが老婆心であれば幸いだと思うんですねけれども、そういうような点をよく注意していただきたい、こう思います。
それから、時間が限られておりますので、中小企業と時短の問題について一、二伺っておきたいと思うんですね。
大手企業は千八百時間、ここに松下さんの代表がいらっしゃいますけれども、松下が先頭を切つて千八百時間ということで労働時間短縮の問題を進めているわけです。非常に結構なことだと思うんです。東の方では、パイオニアもそのうち千八百時間をやる、こう言ってやっているわけです。大手企業は順々にそういうふうな方向に進んでくるんじゃないかな。中小企業の時間短縮の問題、あるいは生産性の問題、あるいは労働力確保の問題等を進めていくと、ある意味では一律背反するような問題が出てくるのじゃないか。この点で、制

度をよく検討し中小企業の対策を考えていかない
と、この時間短縮の問題と中小企業の問題は非常
に難しい問題になってくるんじゃないかな。まず、
この点についてどういうふうに考えているのか
伺っておきたいと思います。

○説明員（朝原幸久君） 中小企業につきまして
は、今先生御指摘のとおり、大企業に比べまし
て、経営基盤の弱さとか取引先との関係あるいは
同業他社との競合等の問題もありまして、週休二
日制の導入等の労働時間の短縮が進めにくく状況
でございまして、所定内では大企業より相当長く
なっておるわけでございます。

このようなことから、労働省では、中小企業の
労働時間短縮については特に企業集団を対象とい
たしましてきめ細かな指導、援助に努めますとと
もに、中小企業の実情に応じました労働時間の短
縮が実現できるよう労働時間短縮のための診
断、助言、指導等を実施しておるところでござい
ます。また、中小企業の実態を見ますと、横並び
意識等の問題が非常にあって、これが労働時間短
縮の阻害要因となっておるということでございま
すので、業種ごとに労使が労働時間の短縮に向け
まして自主的努力を行うことを援助するための法
的整備について、今国会に提出すべく今準備中の
ところでございます。

○説明員（朝原幸久君） 今回、労働時間の短縮の
促進に関する法律というようなことで法案を考え
ておりまして、基本的に言えば企業の中に労使で
もって労働時間短縮のための委員会等を設けると
いうことが一点ございます。これについては努力
義務でございまして、従来大企業では持つており
ましたが、中小企業ではなかなかそういう組織が
ないということです。そういうのを持つてもらいた
いということでございます。

それと同時に、特に同一業種の時短ということ
で、独禁法上の問題等もございましてなかなか一

育休業の実施等が難しい面がございましたので、労働時間短縮の実施計画というものをそういう業種の事業主の団体につくついていただきまして、それを事業所管庁と労働省とでもって計画を受け付けて、その計画が独禁法上問題がないようになるといたしまして、その後で承認する。それに基づきましてそういう中小企業集団が一齊に休日等をやつていただければ、特に独禁法上の問題をクリアしながら横並びで一齊に時短を進めることができることを考えるところでございます。

○三木忠雄君 一つ一つ細かく詰めれば、なかなかそんな簡単にはないと思うんです。
あと中小企業で、週末発注週初納入とか終業後発注翌朝納入、多頻度少量発注、こういった形で労働時間短縮に対して発注の問題がいろいろ話題になつてゐるわけですね。こういう問題は中小企業厅ですか、あるいはこの時間短縮のために設備投資をする、あるいは改善する、こういう問題に対する融資の問題とか、制度の問題等含めてどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(南学政明君) 中小企業が時短を進めたりましてはいろいろな問題があるわけであります。しかし、中小企業の現状を考えますと、労働力を確保するためにやはり時短を進めていかなければならぬという要請もあるわけであります。

そこで、私ども中小企業厅といたしましては、いろいろな施策を用意してこれを側面から支援しているわけであります。例えば、省力化投資に対する低利融資、それから時短に関する中小企業経営者への経営指導、時短促進のための技術開発、下請中小企業の時短促進のための措置、こういう措置をいろいろ講じております。その実績であります、例えば省力化投資に対する融資につきましては、中小公庫、国民公庫の本年度分の融資実績というのは一月末現在で総貸付額六百七十億円に上つております。大変中小企業の方もこうし

た制度を活用いたしていけるわけあります。成四年度においてもこうした融資制度などを活用して中小企業における時短の促進に努めてまいりたいと考えております。

それから、しわ寄せの問題であります。確かに大企業が時短を進めいく場合には中小企業に対しても週末発注週初納入など、ややもすればしづかせをしかねない、こういう懸念があるわけであつて、私ども、昨年二月に下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正いたしまして、時短の妨げとなるような発注を抑制するよう指導いたしておりますところであります。

○三木忠雄君 今後の発注の問題で、あるいは時間短縮の問題等いろいろ指導はしているけれども、なかなかこれは難しいと思うんです。罰則規定を設けるわけにはいきませんよ、これはすぐにはだから、例えば大手の企業でも発注あるいは下請企業の時短に貢献した親企業の公表といふことなどに該当する場合はどういうことになるかと云ふことがあり得ます。また、悪質なものにつきましては、公正取引委員会に対し措置請求を行つてみたいためと考へます。そしてまた、公正取引委員会がそうした企業に対し勧告を行う。勧告に従わない場合には企業名の公表等が行われると、労働省で、大企業に身体障害者を義務づけていますね、いい企業はここだと発表しています。金さえやればいいんだという問題ではないかなければならないという要請もあるわけであります。

そこで、私ども中小企業厅といたしましては、いろいろな施策を用意してこれを側面から支援しているわけであります。例えば、省力化投資に対する低利融資、それから時短に関する中小企業経営者への経営指導、時短促進のための技術開発、下請中小企業の時短促進のための措置、こういう措置をいろいろ講じております。その実績であります、

か、間接かもしれないけれども、そういうふうにベストのところは公表していくくらいの公表制度、全体の業者の数はわかっているんです。これ

はデータも見ておきますから。しかし、そういう具体的な企業名をいいところでも紹介してあげれば、公表していくようになれば大分変わってくるんじゃないですか、こう思つておられます。それで、時間短縮に対するいろんな問題点を含めて、どうですか。

○政府委員(南学政明君) ただいまの先生の御指摘、下請企業の時短に貢献した親企業の公表といふことなどに該当する場合、私どももこれから下請企業の時短推進施策の一つとして検討をしてみたいと考えます。

なお、非常に悪質な場合に、例えば下請代金支払遅延等防止法で禁止しているいわゆる買いたたきなどに該当する場合にどういうことになるかと云ふことなどに、通産省・中小企業厅として改善指導を行つておきます。また、悪質なものにつきましては、公正取引委員会に対し措置請求を行つてみたいためと考へます。そしてまた、公正取引委員会がそうした企業に対し勧告を行う。勧告に従わない場合には企業名の公表等が行われると、労働省で、大企業に身体障害者を義務づけていますね、いい企業はここだと発表しています。金さえやればいいんだという問題ではないかなければならないという要請もあるわけであります。

そこで、私ども中小企業厅といたしましては、いろいろな施策を用意してこれを側面から支援しているわけであります。例えば、省力化投資に対する低利融資、それから時短に関する中小企業経営者への経営指導、時短促進のための技術開発、下請中小企業の時短促進のための措置、こういう措置をいろいろ講じております。その実績であります、

の省力化投資に対する融資の実績については、先ほど長官からお答えを申し上げましたけれども、我々はこうした融資というものが今後どんどんふえていくのではないかというふうに期待をいたしております。併つきましては、現在我々としては相当な金額を用意しておりますので、足りなくなつておきます。併つきましては、その場で適切な措置をとりまして、そういう枠があつて貸し付けられないということはありえずはないだろうというふうに思つておりますけれども、万が一それを乗り越えるようになる場合には、その場で適切な措置をとりまして、そういう枠があつて貸し付けられないというのないように努力をしていきました。

○三木忠雄君 これは財投でやつてゐるわけですから、一般会計とは違ういろいろ問題があると思いますけれども、もう少しやつぱり時短の問題に対する融資というの、労働大臣が何かもうしゃべつておられるらしいんだけれども、時間短縮融資というのはどういうふうにやるつもりなんですか、ちょっとお聞かせください。

○説明員(朝原幸久君) 新聞等の報道でございまして、中小企業が時短を進めやすくするためにはどういうふうなことがあるのかといふことで、内々研究をしておるということでござります。ただ、先ほど通産省の方も申されましたとおり、現在、労働時間短縮のための設備投資につきましては、中小企業金融公庫等によります貸し付け等もございますので、我々といたしましては、基本的には中小企業の労働時間短縮が促進されますように、中小企業厅と十分連絡をとりながらこの融資の問題は進めてまいりたいというふうに考えております。

JRが、国鉄時代はもう失礼だけれどもなかなか人が入つてこなかつた、JR東日本やJR東海になつたらどんどん入ってきた、もうベストに入つてゐるわけです。就職希望者が。こういう点もやっぱりいろいろメリットがあるんじゃない

ないか、こういうふうに考えるんですけれども、これはいかがですか。

○政府委員(桑原茂樹君) 中小公庫なり国民公庫の省力化投資に対する融資の実績については、先ほど長官からお答えを申し上げましたけれども、我々はこうした融資というものが今後どんどんふえていくのではないかというふうに期待をいたしました。

題ではなしに、ゴルフ場の問題を一、二、ちょっともう時間が限られておりますから。

ゴルフ場の問題が非常に世間を騒がせている。融資の貸付枠の問題は検討する必要があるんじゃない

ゴルフ場の法改正の問題が、予算委員会でも通産大臣から法規制の方向というマスコミ報道等の問題を見ましたけれども、これは以前に時限立法の問題で、やっぱり議員立法で何かやろうという動きも一時あったわけあります。今日のゴルフ場の新規開発という問題と、それから今できているゴルフ場の問題と二つにいろんな面で分けなきやならないと思うんです。新規のゴルフ場の開発の問題について、どういうふうな方向で通産省は規制を考えているんですか。この点についてまず伺いたいと思います。

○政府委員(麻生渡君) 現在、通産省の中には会員制事業適正化研究会というものを置いております。これは昨年の十月から研究を始めておるものでございまして、座長は藤井元日弁連の会長さんでございまして、学識経験者、消費者、事業者の方々によつて構成をされておるわけであります。ここで中心になつておりますのは、第一には募集をする際の情報開示、これをどうするかという点であります。また、第二番目に預託金の保全の問題であります。三番目に会員の法的地位であります。このよだな三点を中心にして検討いたしております。現在、新規と既存のものとの関係でございますが、問題になつておりますのは、まさに新規に会員権を募集する際に約束とは違つた非常に大きな数字のものをやつておるということをございます。ですから、対策の重点は、新規の募集をどのように適正化していくかということであるというふうに考えまして、そこに今研究の焦点を当てておるという状況でございます。

○三木忠雄君 それは大事なことだと思います。けれども、古い方のゴルフ場も、やっぱり私たちがいろんな人から意見を聞くのは、預託金がどういう方向に保持されているか、保全されているかということが非常に問題なんですね。

会員は、預託金になつておるところは、例えば株式会員になつておるところは、例えば

当初募集された会員権が預託をした五年か十年後に上がつていればいいですよ。元値が下がつておれば、例えは預託金を全部返せと来るかどうかは別にしまして、なつた場合に、言葉は悪いけれども、企業形態がしっかりとしているところはその預託金はきちんと銀行預金なりあるいは保全されていると思うんですけれども、ちょっと経営者の考え方によつては、少し余っているから、税制上も免除をされている、こういう点でどこかに投資しよう、またもう一つゴルフ場をつくろうというような感じで、新規投資の方に向かられる場合がある。そこがつぶれて、こっちの預託金の方の古いゴルフ場にも影響してくるだろう、こういう問題もあるわけです。

したがつて、そういう預託金が本当に保全されているのかどうか。私も藤井先生をよく存じています。それから、ゴルフの弁護士の皆さん方ももちろん議論をするんですけども、本来ならば、やっぱり預託されている金額は、そのゴルフ場の財産というか、あるいは銀行預金で保管されるとか何か運用に使われて、そのゴルフ場の発展だけに使えるようなシステムにしておかないと、いずれどういう事態にならうと、どうなつていてかわかりませんけれども、分散投資されるような形で、そしてそつちの方が失敗して、このゴルフ場の会員に迷惑を及ぼすという問題も出てくるのではないか。この点もやっぱりやつていただきたい、こう私は思うんですけれども、これはいかがでござりますか。

ことでございまして、例えば株式のように会社の財産に対して直接的な権利は持たないということをございます。

そのような中で、今御指摘のような問題はあるわけでございますが、法律関係からいいますと、預託金に新たにいろんな財産的な権利を認めるということになりますと、これは民法の非常に大きな例外の権利を新たに創設するということになります。くると、いうふうに考えられまして、これは非常に大きな問題になるということになります。

したがいまして、そこまでいく前に、とりあえまずやらなければいけないのは、やはりそれはどのような実態であるかという情報が外に明らかにされる、それを前提に自己責任のもとで判断をして、いただくというシステムではないかということを考えておる次第でござります。

○三木忠雄君 もう時間が来ましたが、あとそれに付随する会員権の販売業者ですね、ここに情報公開はされているんですか。余りされていないんですね。机一つで会員権の売買をやっているわけですよ。ところが、買うお客様はその会員権業者の情報で知らされて買う場合もあるし、高いゴルフ場であればこんな問題はないんだろうと思うんですけど、それとも、この茨城カントリーなんかの問題はやっぱり会員権売買の問題にいろんな問題点があるうと思つんです。これらの問題の整備、検討というのは必要じやないか、こう思つんでされども、この点はいかがですか。

○政府委員(麻生渡君) 今、会員権の取引業者につきましては、これは法律的には手段のもちろん規制はないわけでございまして、したがいまして自由にこののような商売はできるということでござります。

それで、会員権が取引される際に、十分会員権業者が情報を与えているかどうかということをございますが、これはゴルフ場によりまして精粗まちまちであるというのが現状でございます。その意味で、取引業者の段階での問題もござりますが、やはり根っここのゴルフ場の情報の開

示というところが非常に重要なところだと思っております。

○三木忠雄君 ゴルフ場の数は大分あるんですねけれども、その中に何かゴルフ場の組合に入っているのは限られているそうですね。だから、そこにアウトサイダーが大分いるんで、いろいろ通達しても実際そのアウトサイダーの方には通用しないと。このアウトサイダーの方が大体いろいろなことを起こしているわけだけで、これらの問題等も含めてよく検討していただきたい。

いずれいろいろ結論が出るんでしょうけれども、細かく言えば私の詮問機関で今検討しているということになるので私は答弁は必要ありませんけれども、いずれにしてもやはりもう一千数百万の人たちがゴルフ愛好家になっているわけですから、こういう問題についてやはり混乱が生じないような方向へ——訪問販売法がありますけれども、あれだけじゃどうにもならぬというような問題があるわけですから、この点について十分な検討をされて、国民が安心できるようにこの問題は今後取り扱っていただきたい、こう希望して私の質問を終わりたいと思います。

○市川正一君 渡部通産大臣は、先日の所信表明において、「現在減速しつつある景気動向を着実な経済発展の軌道に乗せるため」「適切かつ機動的な経済運営に邁進なきを期してまいりたい」と述べられました。

ところで、日銀が六日発表した二月の短観、企業短期経済観測では、四年三ヵ月ぶりに製造業の実績が悪化に転じた。売り上げが低下し、在庫があふえ、設備投資が抑制され、需要が伸び悩むという景気の悪循環が鮮明になりました。その中で、中小企業の直面している事態はまさに深刻であります。

東京の中小企業家同友会が行ったアンケート調査では、景気が悪くなっているというのが六三%、悪化の原因の六割が受注減です。そのほか、取引先からの発注計画の変更、受注単価の低下等によるなど、景気減速の影響がもろに下請中小企業の直面している事態はまさに深刻であります。

小企業にしわ寄せられております。

こういう事態の認識とこれへの対応について、所信を受けての大蔵の見解をまずお伺いいたしました。

○國務大臣(渡部恒三君) 我が国経済が減速しておる中で、中小企業も非常に難しいところに来ております。こうした中で、まず中小企業に対する円滑な資金供給の確保が重要となつておると思ひます。

一般の平成三年度補正予算において、中小企業金融公庫及び国民金融公庫に対し、総額四千二百五十億円の財投追加を行いました。また、平成四年度財投計画案においても、両政府系中小企業金融機関において前年度を上回る貸し付け規模を想定するとともに、今年度当初計画比約三千二百億円増の財投規模を確保しております。

また、市場金利の低下などを踏まえ、政府系中小企業金融機関の貸出金利についても各種金利の引き下げを行いました。また、特に相対的に弱い立場にある下請中小企業の経営が不安定化するとのないよう、下請代金支払遅延等防止法の遵守、徹底など下請取引關係の適正化を推進しており、親事業者の団体に対して中小企業庁長官を初め関係局長名で通達を行わせました。

今後とも、実勢金利を含め、中小企業をめぐる金融環境の動向に注意を払うとともに、政府系中小企業金融機関の貸付金利低下の周知徹底を図りながら、中小企業に対する低利かつ十分な資金の融資など、中小企業支援に遺漏なきを期してまいりたいと存じます。

○市川正一君 今、予算措置などのことについて触れられたんですが、衆議院で現在審議中の来年度予算案を見ますと、一般会計予算の中にある中小企業対策費の比率は〇・二七%、これは一九七九年度の〇・六%をピークにしてこの十三年間ずっと減少を続けているんです。言うならば、目下史上最低記録を更新中なんですね。今年度には、ついにわゆる米軍への思いやり予算よりも二十億円も下回ってしまいました。思いやりといふ

のは、一体だれへのためなのかということを私は言いたいんです。これでは、大臣は今いろいろ

おっしゃったけれども、所信でこうおっしゃつておられる「中小企業は我が国経済の活力の源泉であり、著しい経済環境の変化にも対応をし得る中小企業の育成を図ること」ができるんだろうかといふことを私は言いたいんです。

具体的な事例を申します。この三月の初めなんですが、ある業者が国民金融公庫の東京都中央区の新川支店に運転資金の融資を申し込んだところ、融資の原資がなくて新規受け付けができない状況はあつてはならぬと思うんですが、大臣、今政府系資金供給の確保ということをおっしゃつた。こういうことがあつてはならぬと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、そのようなことはあってならぬというよりもあるはずがないと思いませんけれども、ただ金融機関ですから、これはもうできるだけ庶民、中小企業の皆さん方におかれていますけれども、ただ金融機関ですから、これも見えてるようですが、親事業者団体に対する振興基準遵守等の要請でありますから、これが生ずるおそれがあると考えております。

○市川正一君 ところで、中小企業庁の二月二十七日付通達、ここにございますが、親事業者団体に対する振興基準遵守等の要請でありますから、これによりますと、最近の経済の減速傾向の中で、問題となるような事例はないと承知しております。あるんですが、本当に問題がないと、こう承知なすっているんでしょうか。

○政府委員(矢部丈太郎君) 親事業者が下請事業者に対し、短納期発注ですとかあるいは多頻度小口納入なる発注を行つて、それに伴つて下請事業者においてその費用増が生じたというにもかかわらず、それを考慮しないで、下請事業者と十分な協議もすることなく、一方的に通常の代価に比べて著しく低い下請代金の単価で額を決めるという場合には、いわゆる買いたきとして下請法上問題が生ずるおそれがあると考えております。

○市川正一君 ところが、下請代金支払遅延等防止法上問題となるような事例はないと承知しております。

○國務大臣(渡部恒三君) これは、そのようなことはあってならぬというよりもあるはずがないと思いませんけれども、ただ金融機関ですから、これも見えてるようですが、親事業者団体に対する振興基準遵守等の要請でありますから、これが生ずるおそれがあると考えております。

そこで、問題を前に進めますが、公取見えていた後で調べていただきたいんです。

そこで、問題を前に進めますが、公取見えていた後で、問題をいたしたいんですが、去年

ますか。公取に確認をいたしたいんですが、去年の五月に下請代金支払遅延等防止法第四条第一項に關する運用基準の一部を改正して、短納期発注、多頻度小口納入について、下請法に違反する

のはどういうケースかということを明確にいたしましたですね。そこで、伺いたいんですが、親企業が週末に発注して休日直後に納入させる場合、下請企業が休日出勤して納期に間に合わせる、こ

ういうケース、そしてまた親企業が終業時刻後発注して翌朝納入の発注をしたケース、下請事業者は深夜勤務、休日出勤などのコストを見ないで下

ければならぬ。そういう場合に、親企業が一方的に深夜勤務、休日出勤などのコストを見ないで下請代金を決めるることは、買ったときの禁止の規定が「ある」という答えが四一・二%あります。そ

して、終業時刻後発注翌朝納入の発注が「しばしばある」あるいは「時々ある」を合わせますと一八・七%，発注内容の変更が「しばしばある」あ

るいは「時々ある」というのが四一・九%あります。

私はまず通産省にお聞きしたいのですが、こういう事態は好ましいこととお考えなのか、好ましくないとも思えられるならばどのように改善を図ろうとなさつているのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(桑原茂樹君) 今、先生御指摘のありましていろいろな数字に関しましては、我々としてももう少し改善をしてもらいたいものであると

いうふうに強く思つております。私どもは、この改善を目標として先ほど御引用されました通達を親企業団体に出しましたし、今後こうした点をさらに改善してもらくべく発注方式等取引条件改善指導講習会といふものもございますので、これ

を積極的に開催して親企業者にさらに趣旨の徹底を図る、あるいは法律に基づく検査を強化する、こういうことの努力を積み重ねたいと思っております。

○政府委員(桑原茂樹君) この点では、後で確かめたいと思

います。まず、まず中小企業庁が二月二十七日に発表された「発注方式等取引条件改善調査の結果」という一覧表がございます。これは非常に重要な内

容を含んでいると思うんですが、これによりますと、親企業による休日前発注休日直後納入の発注が「ある」という答えが四一・二%あります。それが「ある」という答えが四一・二%あります。それは深夜勤務、休日出勤をして納期に間に合わせなければならぬ。そういう場合に、親企業が一方的に深夜勤務、休日出勤などのコストを見ないで下請代金を決めることは、買ったときの禁止の規定に違反するおそれがあると思いますが、いかがで

しょうか。

私はまず通産省にお聞きしたいのですが、こう

いう事態は好ましいこととお考えなのか、好ましくないとも思えられるならばどのように改善を

図ろうとなさつているのか、その点をまずお伺い

たいと思います。

○政府委員(矢部丈太郎君) 親事業者が下請事業者に対し、短納期発注ですとかあるいは多頻度小口納入なる発注を行つて、それに伴つて下請事業者においてその費用増が生じたというにもかかわらず、それを考慮しないで、下請事業者と十分な協議もすることなく、一方的に通常の代価に比べて著しく低い下請代金の単価で額を決めるという

う場合に、いわゆる買いたきとして下請法上問題が生ずるおそれがあると考えております。

○市川正一君 ところで、中小企業庁の二月二十一日付通達、ここにございますが、親事業者団体に対する振興基準遵守等の要請でありますから、これが生ずるおそれがあると考えております。

○市川正一君 ところが、下請代金支払遅延等防止法上問題となるような事例はないと承知しております。

○市川正一君 続けて伺いますが、この調査結果によりますと、発注内容の変更に對応するため下請事業者は、「在庫保有」、「残業休日出勤」によって対応する企業が四〇・一%あります。その中で、単価の見直しが行われているものが四八・四%，単価の見直しが行われていないものが実際に二千三百三十二企業、四八・六%、つまり半分は買いたきになつてゐる。これは下請法の視点から見れば、先ほど公取委員会から見解が表明されたように、違反事項に該当するおそれが多分にあると考えますが、その点の通産省・中小企業庁の見解と対応を求めておきます。

○政府委員(桑原茂樹君) ただいま御引用になり

ました数字はあくまでアンケート調査による数字

でございまして、個々のケースにつきましてそれが法律違反になるかどうかといふところまで我々は具体的に調査しておりませんので、そういうようなことで、法律に違反するかどうかといふのについてはちょっと勘弁していただきたいと思いま

す。また、法律の解釈につきましては、公正取引委員会の方からもいろいろ御意見があろうかと思つております。

○市川正一君 そうすると、法律の解釈からいふと何ですか、公取の見解と違うというんですか。

○政府委員(桑原茂樹君) 公取と見解が違うということを申し上げているわけでは全くございませんで、実際に違反するかどうかという解釈に関しては、公取の方の御見解とも十分調整して答

えなければならないというようなことを申し上げたつもりでございます。

○市川正一君 公取はそれでいいんですか、あんなわけのわからぬことを言つておられるけれども。○政府委員(矢部丈太郎君) 先ほどのようないい考へ方というは、委員が先ほど御指摘されましたように去年の四月に我々一応運用基準を改正いたしまして下請法違反になるということを違反事例として挙げたわけでございまして、この内容について底したわけでございます。

それで、アンケートという調査ですとどうしてもいろいろ厳しく書く面もあるかと思うんですねが、公正取引委員会としては、そういう短納期発注ですか多頻度小口納入に伴つて下請上問題があるという具体的な事案がわかつた場合には改正に法律で対処していく、こういうように考えていいわけでございます。

○市川正一君 私が通産省と見解を基本的に異にするのは、あなたの方はこれは单なるアンケートだから信用できない、そう言わんばかりの言い方ですよ。

【理事松尾官平君退席、委員長着席】

そりやなしに、下請事業者は、まさに今度の

このアンケート調査が下請企業振興協会を通じて行われたから、言うならば本音が出ているんです。

本当のことが、実態がここに出ているんです。あなた方も毎年約七万件を対象に調査なすつてい

る。しかし、そこで本当のことを言えれば親企業からいろんな圧力が来るんです。いろんな妨害、嫌がらせが来ることをあなた知つておるでしょ。

しかし、今度の場合は下請企業振興協会を通じて行つたというがゆえに、その本音、その実態がまさにここに反映してくるし、マスコミも注目して

いるんです。

私はここに毎日新聞や朝日新聞あるいは読売の社説なども持つてきましたけれども、だから私は

今回の調査を、中小企業厅あるいは公取も取り組みで、実態を追跡し実効ある活用をなすべきだと考

えるんですが、責任ある回答を求めます。

○政府委員(南学政明君) 先般取りまとめました

調査の結果といふのは私どもも歎嘆に受けとめておりまして、早速連絡も出したわけであります

が、これからも貴重な資料として下請取引関係の改善のために活用してまいりたいと思っております。

○市川正一君 そうすると、さつきこれはアンケートですかから、ああいう評価ではないといふふうに長官確認していいですね。

○政府委員(南学政明君) アンケートであること

は事実でありますが、したがつてその個々のケー

スがまさに法律に違反していることになるかどうか

かというのは、別途いろいろ公正取引委員会の調査なり我々の検査をやってみないと何とも言えないと

いふことを部長は言られたものと思ひます。

○市川正一君 だから、ちょっとその追跡調査を

実態に即してやつていただくことを両者に希望いたします。

次に私は、関西電力の姫路火力発電所の公害問

題についてであります。そのことを前提としていかなければならぬとおっしゃつておるわけです。私は、それは今現に起こつてゐる身近な環境問題を積極的に解決する問題と密接不可分の問題であります。

そこで、関西電力の兵庫県姫路火力発電所の公害問題なんですが、御承知のように国連環境開発会議では二酸化炭素の排出規制が重要なテーマの一つであります。加えて、今姫路市で問題になつておるのは、関西電力の姫路第一発電所及び第二発電所の窒素酸化物の規制問題です。通産省がまとめていらっしゃる「電源開発の概要」という本がございます。これを拝見いたしますと、一九九一年版であります。が、関西電力が建設している火力発電所は兵庫県にかなり集中しておるんです。

そのうち、脱硝装置が設置されていないものが兵庫県の姫路市と高砂市に多くあるんです。そのため、姫路市民の間では大気汚染と健康被害が問題になって第一発電所の増設反対と既設発電所の改善のために活用してまいりたいと思っております。

通産省は、これまで関西電力の公害防止対策にいろいろ対応されてきたと思いますが、事業所管官厅としてどのような指導をなすってきたのかまづお伺いしたいと思います。

○政府委員(川田洋輝君) 先生御指摘のとおり、環境問題というのは非常に大切な問題と考えてお

りまして、私どもいたしましては、発電所立地に当たりまして環境調査を実施いたしまして、当該地域の環境の現況などを踏まえた環境保全対策を講ずることによりまして、環境保全に万全を期すよう事業者を指導してまいつてあるところでございます。

○市川正一君 じゃ、具体的に伺います。

この姫路市の環境報告書、ここに持つてまいり

ます。平成三年版であります。「姫路の環境」というのですが、これを検討しますと、窒素酸化物による汚染は高い値で横ばいになつております。

これがそのコピーであります。この原因にはもちろん自動車の増加によるものが含まれてお

ることは十分承知しております。そのことを前提としながらも、排出される窒素酸化物の大きな部分を関西電力が占めていることもこれまた事実であります。

姫路市における大気汚染の観測体制を見ますと、五基あります全部の発電所に脱硝装置がつけられている同じ県下の尼崎市と比べて、尼崎市は広さが五十キロ平メートル。測定点は六カ所です。

地形は平坦なんです。あの辺の土地カンがあるかないかよう知りませんけれどもそうですのや。ところが、姫路市は広さが二百七十三キロ平メートルは九カ所、地形は複雑です。つまり、地形が複雑で風の流れも複雑に変化するところなのに、一測定点がカバーする面積は尼崎の四倍程度になります。

また姫路市は、これは市の行政にかかる問題ですが、かつて三国の測定点というところのデータが非常に悪かったために、測定点を移して悪いデータが出ないようにし、住民から汚染隠しとして批判の声が上がったこともあります。こういう状況の中で、関西電力に対して、姫路市の大気汚染を緩和させるために、既設の発電所にも脱硝装置をつけるよう市民から要望が起るのこれは当然だと思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(川田洋輝君) 私どもで把握させていただいております実態をまず御説明させていただきたいたいと存じます。

姫路第一及び第二発電所につきましては、両発電所の各発電設備からの窒素酸化物排出濃度は、大気汚染防止法に基づく排出基準濃度を十分に下回つております。また第一発電所第一号機及び四号機並びに第二発電所六号機に脱硝設備が設置

されていることによりまして窒素酸化物の排出総量が抑制されるなど、大気保全にかかる影響対策は現在適切なものではないかと考えております。

そこで、先生、環境的な側面も御指摘ございましたのでこれらについて申し上げますと、この発電所からの窒素酸化物排出量の周辺地域の窒素酸化物排出量への寄与度を調べてみると約一五%

程度と推定をされますが、発電所周辺の平成二年度におきます二酸化炭素の日平均濃度は〇・〇一三ないし〇・〇四七ppmとなつております。御承知の環境基準〇・〇四ないし〇・〇六ppmに適合している状態となつております。

この姫路第一発電所につきましては、現在五号機、六号機の実は増設をいたしておるところでござりますけれども、この五号機、六号機につきましては二つとも脱硝設備を設置することいたしましておりましても、この地域の環境の保全に十分に配慮した計画になつて今取り進めているというように承知いたしているところでございます。

○市川正一君 今の答弁の中に幾つかの問題がいわばちりばめられているのですが、その一つ一つをここで論ずる時間の余裕がありませんが、例えば基準が〇・〇二ppmから〇・〇四ないし六に緩和されたこと、それ自体問題であるということをまず指摘しておきます。それはあなたの責任ぢやないだけれども。

さらに、五号機にはつくからといふことなんですが、そこが住民との間での約束にかかわつてくる問題なんです。住民には、第二火力は一号機から六号機まで全部脱硝装置がつくという説明としでそのように閑電側は述べていたわけですね。そうじやなしに五号機だけだといふ形になつて、これはそれ自体また問題になつてゐるんですよ。それから、あなたは、大気汚染防止法に基づく排出基準は守つてあるからこれ以上過剰な投資をさせるわけにいかないというのが結局論理なんですね。私は、仮に排出基準がクリアされていたとしても、大気汚染の結果住民の健康被害が深刻であることを言いたいのです。

ここに持つてきましたのは、これは姫路市の当局とそれから姫路市の医師会が一緒に調査して発

表しました「姫路市における大気汚染の健康に及ぼす影響調査報告書」なんですね。(資料を示す)これはその中の重要部分をコピーいたしますと、このようにグラフで一目してわかりますように、一九七〇年から八八年までの呼吸器疾患の年次推移を見ますと、慢性気管支炎、ぜんそくともに七〇年代の後半から急速にふえているんです、伸びておるんです。そしてまた、ぜんそく様気管支炎も八七年を境にして増加しております。私は、その責任が関西電力にすべてあるというふうなことは決して申しません。事実に基づいて、こういうような市民の健康被害が起こつておるとすれば、最も大きな排出源である既設の発電所に脱硝装置をつけるよう通産省として指導するのは、またその問題にメスを入れていくのは、これが行政の責任であろうと存するんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(川田洋輝君) 先ほども御説明申し上げましたように、火力発電所を設置いたします場合に、地域の実情を十分考えて十分な環境保全対策を行つていくように事業者を指導することは私どもの責務であるというように考えております。

こういう考え方で、先ほど来御説明をいたしておりますように、増設に当たりましても、その増設分だけではなくて、既設の第二発電所五号機の脱硝設備の設置などということによりまして、二酸化窒素の合計排出量が現在よりもふえない、むしろ減るというような方向で考えて指導をしておるところでございまして、こういったことにつきましては、私どもの指導要領に基づいて、地元にも十分御説明をしながら地元の御意見も踏まえて取り進めてきているものというように承知をいたしておりますところでございます。

○市川正一君 あなたの方はそう言つたけれども、関西電力はこう言つておるんですよ。これは、去年の九月十六日に姫路勤労市民センターで開かれた三百人の市民を前にして、参加者を前にして、既存の発電所にも高性能の脱硝装置をつけるための

技術もある、資金もある、しかし当社は営利団体であるから行政からの要請もないことをやる意思はない、いいですか、そういう発言をしているんです。これは現地の新聞でも報道され、広く知られているところです。

ということは、通産省が指導すればすべてのユニットに脱硝装置がつけられるということを関電にお聞きなさいました。だから、やつぱり市民の健康がこのように侵されている、呼吸器疾患がふえているということのこの事実に基づく分析を私はなさるべきだと思うんですけど、そういう意思是毛頭ございませんか。

○政府委員(川田洋輝君) 繰り返しになって恐縮でございますが、地元の調査及び地元の意見もお伺いをしながら仕事を進めてまいつております。それで、我々はやはり環境の保全には十分配慮するよ

うな指導をやつておるわけでございまして、その結果として先ほど申しましたような計画に相なつて現在進めておるということで御理解を賜りたいと存します。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ていますので、簡便に。

○市川正一君 時間が参りましたので、大臣にもずっと伺つていただきたいわけですが、地元の意見とか地元の声とか言わはるけれども、私は地元の声を聞いてきてここへ持ち出しているんで、その聞く耳も持たぬような答弁では承服できません。

この機会に私申したいんですが、関西電力の発電所建設をめぐる企業活動については不明朗なことが多くあります。例えば、去年の十一月七日に第一火力の五号機、六号機の増設起工式のときに、姫路の市長が「閑電エリア内で西播磨の人口はわずか四%だが、電力供給は二〇%を占める。にもかかわらず閑電本社は地元の意向を受け入れてくれない」と、こういふいわばやきをやつたらしくないです。そしたら、途端にことしの二月に四十億円を閑電が姫路市に寄附をしたというんです。ここに私は朝日新聞を持ちましたけれども、

「火力発電基地 閑電、姫路市にポンと四十億円」、こういういわば現ナマで面をはたくようなやり方、企業行動のあり方といふことに対しても、私は、これは地元の住民との十分な合意、納得をかち取ることはできぬと思うんです。

大臣はいろいろ御経験も福島その他でおありだと思いますが、こういう問題をも含めて通産省は関電に対しても強力な指導をなさるべきだと思うんですが、所見を承って、質問を終わります。

○国務大臣(渡部恒三君) 公益事業が立派なその責任を果たすための指導を通産省が行つていくのには、先生から個々の御指摘がありましたが、何はこれ当然のことでございます。

今、先生から個々の御指摘がありました。何がそれを全部私がうなずいているというような誤解を受けては困りますから申し添えておきますけれども、これは姫路市に火力発電所があつて、それで電力供給に役立たせてもらっているということで、今聞いた話ですけれども、その姫路市の地域の発展のためにお役に立ててくださいということで寄附をしたということであれば、それは札束ではおをたいたとかそういう表現とは全然これ個人にしたものでないんですから違うと思います。先生、素直にひとつ世の中のことを見てやつていただきたいと思います。

もとより、先生御指摘のように、公益事業が安価に地域社会の環境保全のためにその務めを果たすように指導をしてまいります。

○古川太三郎君 これからは公取委員長に主にお尋ねしたいと思うんですが、「独占禁止法の刑事罰規定の見直しについて」というペーパーをいただきました。これは、去年の秋に宮澤内閣ができたときに、私は、この刑事罰の五百万といふのは何とも抑止力にならないじゃないかということを代表質問で申し上げました。宮澤総理から

は、それはとにかく研究して早く出すようにします」という回答をいたしました。

十二月の終わりごろでしたか、公取委のこの研究報告が出ました。そのときは、アメリカ並みのやはり十億円ぐらいのアップかというようなことを新聞に出たことは事実です。それから何か声が非常にダウンしまして、その報告書すら一般に発表をもされていなかったという事実がございますけれども、これは何か事情があってかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) この独占禁止法の罰則の強化の問題につきましては、昨年一月から、いわば公正取引委員会の私的諮問機関といふ言葉が正しいかどうかは別といたしまして、刑事法学者がそれから独占禁止法学者によります研究会の検討作業をスタートしていただいたわけでございます。およそ一年余りの期間をかけまして、ただいま仰せになりましたように、昨年の十一月中旬にこの報告がまとまつたわけでございます。

当時この報告書を得まして、私ども各方面との調整の作業を開始したわけでございますが、ただいまこれは我が国の企業法制の共通的な構造になつておりました両罰規定というものを基本的に見直す、行為者たる自然人の罰金の上限と事業者の罰金の上限を切り離すといういわば我が国の企業刑事法制の基本的な転換を求めるという内容のものでもございました。各方面との調整作業に入つたわけでござりますけれども、当時この独占禁止法の罰則の強化につきましては、今言いました企業刑事法制の基本をどう考えるかという基本的な問題と、それからもう一つ、独占禁止法につきましてはちょうどその年の七月にこれは国会の御審議を得ました例の課徴金の大額な引き上げというのがスタートしておりますし、課徴金の引き上げの直後にまた刑事罰の引き上げを行ふ必要があるのかにやはり事業者の上限の水準はぜひ引き上げなければならぬと考えておつたわけでござります。議がかなり強い状況でございました。

しかし、私どもはやはりこの独占禁止法の罰則強化というものは、あらゆる角度から見てこの機会にやはり事業者の上限の水準はぜひ引き上げなかといふ大変慎重論と申しますか、そういうた論議がかなり強い状況でございました。

けれども、やはり大きな制度の改正の問題でござりますから、基本的にはやはり各方面的御理解を深めていただく、御理解をいただくというのが基本的な前提でございます。

当時この研究会の報告を突如公表するといふことは、当時の雰囲気ではいわば公正取引委員会がこれから各方面で行われるであろう議論の先取りと申しますか議論を誘導する、あるいは予断を与えると、そういうたつ疑心暗鬼のようなものを持つていただきとかえて改正作業を進める上で障害になるというのを委員会として判断をいたしまして、いずれもう少し議論が深まってきた段階でこの研究会の報告書は公表をするということは、当時公表を延期しましたときに私自身が記者会見でもはつきり申し上げたわけで、一時公表を延期しながら、しかしこの報告書の趣旨に沿ってしばらくの間各方面との調整作業を円滑に進める、そういうたつ判断で、これはあくまでも行政機関としての公正取引委員会の行政判断として公表を延期したものでございます。

○古川太三郎君 法人と個人の上限をどうのこうのとか切り離すとか、そういうことを今議論しません、時間がないですから。だから法人の上限についてだけのことにして絞つて考えてほしいんですけど、これからのことですけれども、今委員長は關係各方面の理解を得るために公表もしなかつたが、これからのことですけれども、今委員長は関係各方面の理解を得るために公表もしなかつたと、それでどういうような行動を起こされたんですか。関係方面というのは具体的にどういうような方面ですか、答えてください。

○政府委員(梅澤節男君) 独占禁止法は、経済法の典型的な法律でございます。したがいまして、この経済法としての独占禁止法に関心を持つて、ただく社会各層がおられるわけでありまして、当然のことながら、独占禁止法第一条の「目的」に当事者であるやはり經濟界のこの問題に対する御利益を確保」という言葉がございますから、まず消費者の御関心も私は強かつたろうと思います。

しかし、経済法として實際この法が運用される

理解を深めていただくということも当然前提になりますし、これは行政府として法制度をまとめる以上、政府部内での調整といいますか御理解も得なければなりません。したがって、経済所管官との調整も当然必要になります。それから最後には、これは議院内閣制のもとで政府として国会に法律を御提出申し上げる場合には、やはり与党との調整というものはございます。

私が申し上げました各方面というのは、今申し上げましたいろいろな方面を総括して各方面と申しておるわけでございます。

○古川太三郎君 いろいろのとかそういうたいましい言葉を使わないでほしいんで、どことどこどういうところにそういうお話をされたのか。

私は、この法律自身が非常に中立性が必要だと思ふんで、まだれのためにあるかということもありますので、どこに、この関係方面に相談されたのかをお聞きしたいんです。

○政府委員(梅澤節男君) 御相談申し上げたわけではなくて、この報告書の趣旨に沿ってぜひ刑事罰の引き上げという制度改正が必要であるという御理解を得るために、個々の説明先というものを私一々今手元に資料を持っておりませんけれども、各種の経済団体には当然何處も事務当局が説明に上がっておりますし、非公式な関係で関係各省間でのいろんな意見の交換等も行っておりますし、それから与党との関係では、これは自由民主党の独占禁止法問題の調査会がございますから、この調査会を中心とした各機関での御審議がござりますし、その御審議の場で我々の考え方を御説明すると、いろんな作業を今まで続けてきたわけでございます。

○古川太三郎君 経済団体に説明されました。そして、与党である自由民主党にも説明されましたが。野党は入っていませんね。関係各省にも説明されています。消費者団体にはどうでしたか。

○政府委員(梅澤節男君) これも私細かいことは記憶はいたしておりませんが、与党以外の政党の政務当局に当方の事務局からあるいは説明をして、いろいろな作業を今まで続けてきたわけ

いるんではないかと存じますが、まだ詳細は私は存じません。

それから、消費者団体と申しますか、私ども独立禁止懇談会というこれまた別の懇談会がございまして、ここには消費者団体の代表の方が何名かいらっしゃいます。この懇談会の過程では、当時、先ほど申しました研究会の作業が進んでおりますので、その中間段階でいろいろ御報告申し上げまして、各懇談会の会員の御意見も伺うという手順をとってきております。その過程で消費者団体の代表の方にはこの内容のあらましは御承知をいただいておると思いますし、この問題について消費者団体がどういうふうな御意見をお持ちであるかということも私は十分承知をいたしながらこの作業をしております。

○古川太三郎君 簡単に答えてもらわないと、私の持ち時間是非常に少ないのですから意を尽くせないと思うので。

こういったことは関係諸団体に聞かれるのもいいことなんですが、これはやっぱり一番大事なことは、消費者団体とかそういうた各方面の意見をたくさん聞くことが私は必要じゃないかと思う。経済団体の意見も確かに必要かもしませんが、この今問題になっている公正取引委員会の組織とか、そういうものを変える問題であれば別ですけれども、刑罰の上限だけを問題にしていい

る。

こういうときに、経団連とかといったところに相談なさる、また自民党さんにも相談なさる、これはもう大体保護団体、保護しているところはわかっているんですから、思ったよりもぐんと下げられるというのは当然じゃないですか。そういったものの意見がまかり通つてしまつたら、せつからくこれはアメリカからも非常にこういったことの強化は叫ばれています。日本の国民の中からもたくさん関心を持たれています。そういうた
もののがわずか二億円ぐらいの金額できょう闘議決定されたと言われるから私は聞きたくなつたんですねけれども、一億円という金額は、委員長は報告

書から見て妥当だと思われますか。

○政府委員(梅澤節男君) 最後の御質問にお答えする前に、これはぜひとも御理解を賜る意味で申し上げるわけでござりますけれども、各方面に相

話を聞いてこれをまとめるということではございませんで、冒頭に申し上げましたように、制度の改正を行うためには各方面的御理解を得るということが大前提でございますので、そういう御理解を求める作業をしてきたという、いわば行政機関として制度の改変を行う場合の当然の手順をとつてきましたということでございます。

が、これは端的に申し上げまして、昨年の十二月にいただきました研究会の報告では数億円という

ことになつております。その場合に、研究会がなぜ数億円とすることでおまとめになつたかということをございますが、これは報告書をずっとお読

みいただきますとその考え方をお読み取り願えると思うわけでござりますけれども、一つの目安として、法人企業といわゆる自然人たる個人のフ

具体的には、この研究会の報告の中では、いわゆる法人企業流動性等によりまして、資本を一層多く

資本金一億円以上のフローと資本金一億円以上の役員クラスの個人の収入と純資産、そういういたものを

それからもう一つ、我が国の独占禁止法の刑罰
であります。

を考えます場合に、アメリカともヨーロッパとも違う基本的な点は、課徴金という行政措置、行政上の経済負担を求める措置があるわけでございま

から、これ自身結果としてはやはり違反行為に対する抑止力を持っているわけでございます。したがって、この課徴金の存在と、うもつもせんこ

へれた総合的抑止力として刑罰の水準をいかにすべきか。それからもう一つは、国際的な制度の

「モナクセーション」という缺点を避けられておるわけですが、結論的にはそういったものを総合的に判断して、なおかつ事柄の性質上一義

的に数字というものが出てくる問題ではない、したがって数億円という表現をおとりになつたんだらうと思うわけでございます。

○古川太三郎君 そういうことを私は聞いていらないんで、おっしゃつたから申し上げますけれども、フローラーなら九十二倍だというようなことも出ていますね。ストックなら五十倍だ、時価に直したら百七十倍だ、こういうことでしよう。これ五百万を何倍にしたんですか。二十倍でしょうか。そんな数字どこに出ているんですか、もしそういうふうに言われるならば、そこが一つ。

もう一つ、証券取引の罰則は百倍になっているんですよ。三百萬が三億になつてます。今まで五百萬が一億といつたら、これ公取の方が少ないじゃないですか。本来ならば五億以上にしなきゃおかしいでしよう。報告書だって、数億といふのは大体五億ぐらいを予想されていたんだと私は思うんです。そしてまた、抑止力から言えば、学者の研究からでも五億ぐらいだろと言われるならば、少なくとも公取委員長はそこに説得されるなら、それ以上のことはきっちりとおっしゃらんです。何もこれが一億円が安いとか高いとかいう問題じやなくて、公取委員会の姿勢の問題を言つてはいるんですよ。

私の言葉じゃないですから申し上げますけれども、今までにはかみつかない番犬だとが言われていたんです。しかし、最近はよくおやりになる、こういう評価もだんだん上がってきたんですね。上がつてきただれども、こういうようなまた一億円ぐらいの上限で、これも今事件にある人が利害関係を持つんじやなくて、これからそういう犯罪を行つた企業がその罰金を課される上限なんです。だから、私どもはその一億円という最終案によつて政府としての考え方をまとめるのが現時点における最善の道であると考えたわけでございます。

そういった結論に到達いたしまして、実は昨日、研究会に改めてこの一億という水準をお諮りいたしまして、研究会の諸先生からも、数億円という水準がもちろん望ましいんだけれども、やはりこの際大幅に引き上げるという制度の実現が図られるとするならば、公正取引委員会の今までの各方面との折衝の過程における、現時点における各方面的理解の状況をかんがみるときに、この一億円の水準としては現時点ではやむを得ないといふお答えをちょうだいし、なつかつ、しかしながら

○政府委員(梅澤節男君) 正確を期するためにも一度申し上げますけれども、研究会の報告でも、だいま申しましたフロー、ストックの格差のほかに課徴金の存在というものをどのように考慮するか。そこで、証券取引法の罰則が百倍だから独占禁止法の罰則も百倍であるべきであるといふのは、私は、研究会の報告を論理的に読み取つてもそういうことは書いてないということをまず一つ申し上げたいと思います。

それからもう一つは、その一億円という水準につきましては、やはりこれだけの大きな制度改正、これはぜひ実現したい。同時に、繰り返すようございますけれども、やはり社会の大の方の御理解を得る線でないと法律制度としてはまとまらない。もちろんその場合にそれをギブアップするという選択もあるけれども、少しでも事柄を前進するためには、この際、二十倍といえども従来の水準から比べれば相当大きな引き上げになるわけでありますから、私どもはその一億円という最終案によつて政府としての考え方をまとめるのが現時点における最善の道であると考えたわけでございます。

そういった結論に到達いたしまして、実は昨日、研究会に改めてこの一億という水準をお諮りいたしまして、研究会の諸先生からも、数億円といふお答えをちょうだいし、なつかつ、しかしながら

ら今後制度の施行状況を見ながら、将来も引き続きこの罰金の適切な水準について絶えず見直し、検討するよう」という御要請をいただいたわけでもござります。

○古川太三郎君 一番最後におっしゃった絶えず見直し、検討しろ、これはやっぱり少ないと、いう判断がその中に入っているんですよ。そういうことを私は言い合いたくはないのですけれども、問題はそういう安易な、これは本当に犯罪の抑止力とするならば高ければ高いほどいいわけなんですね。逆に言えば、なぜそれができないのか。そして先ほどの証券の問題でも百倍になっていく、おれは二十倍しかならない。報告書だって、少なくとも一億円は予定していかつたんです。

そういうふたことから勘案すれば、もうちょっと落ちつくところがあるんじゃないか。これは国民から見て、何があれは、公取委員会は何しているんだと、自民党の建設部会やなんかがこれは高いだとか言われているかもしれないけれども、もしさういうことがあるならば、これは談合の体質があると国民が見てしまうわけですよ。ここら辺は毅然としてやはり公取委員長が頑張ってもらわなきゃいけないところじゃないかなと思うんですけども、もう一度だけお聞きします。

○政府委員(梅澤節男君) 私どもこの報告書の趣旨を全面的に実現するために、各方面との御理解を深めていただく作業を進めてきたわけでございますけれども、現時点におきまして、やはりこの数億円という水準は各方面の御理解を得るに至るまでの状況にはない。しかしながら、さればとにかく一切罰金の引き上げについて制度の改正をこの機会に断念するのがいいのか、理解を賜るぎりぎりの線でしかもできるだけ大幅な引き上げを図るか、どちらがいいのかという判断に最後は帰着するわけでござります。

いろいろ御批判はあるかとは存じますけれども、公正取引委員会としては、この際、実現可能な形で従来よりも大幅に引き上げるという道をとるのが適当であると判断を「一つづなごど」、つまり

○古川太三郎君 もうこれ以上統けてもしようがないですから、今度は大臣にお聞きします。

私のこれは選挙区からの疑問なんですが、大臣のところと同じように福井県というのは原子力発電のたくさんあるところなんです。それも非常に早くからつくりました。五十年以前にできた原子力については電源交付金というのが来ないわけなんですね。しかも、その中にはこの前爆発しかけた、爆発しかけたと言つたら悪いけれども、美浜二号機というのが入っているわけです。相当古いことは古いんです。

そういうことで、防災についての訓練もしなきやならぬとか、あるいは教育もしなきやならぬ、そういうよなことについて非常にお金もかかる。しかし、電源交付金はない。これは国の方針として一番最初に協力したんだと、そういうところには全然来ないで、これから文句を言うところだけ、新しくつくる場合だけ来るんだと、これはやっぱり法の精神としてよくない。もし国の方針でやつたとすれば、これは相当の理解を示してもらわないと、地方の住民はもう国の言うことは最初はやらないでおこうと、こういうやつぱり風土をつくってしまってこれは信用がなくななる。

それともう一つ、固定資産税の償却資産が地方税法の特例措置によって非常に減額されていく、そうすると古いのに何ら稅收がない。そういう意味で、これは原電をつくったところは非常に困ってしまうんですね。もうあとそんなのは要らぬ、やめてくれと、こう言いたくなるんです。だけれども、ある以上そこがだんだん過疎化しちゃうんですよ、そういう意味で町や村が財源もないですから。わざわざ過疎化するために原発を持つてきたわけじゃないだろうと思ふんすけれども、そういうように見られて非常にこれはやっぱり国に対する信用の問題だと思うので、そこら辺の交付金とかあるいは固定資産税は減額償却で少なくなったけれども、それはまた何かの方法で見れる

余地があるものかどうか、そのことをお聞きして、終わりたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 若干誤解があると思っておりますが、通産省では、昭和五十六年度に電源立地支援事業を創設いたしました。平成二年には電源地域振興センターを設置するなど、今の美浜を初めとする原子力の既設地点の地域振興が進められる各種制度を活用し、例えば美浜町に

ついては平成二年一度にイベントビジョンづくりのための約三千五百万円を交付するとともに、企業立地支援のために約一千万円の補助を行なうなど、美浜町の振興を最大限に支援をしてきておりますし、さらに平成四年度の予算案においては原子力発電施設周辺地域福祉対策交付金の創設を盛り込み、さらにおまかし、また美浜町などにおける各種福祉対策を強力に支援することにしております。

なお、これは平成四年度においては美浜町のみが対象となっておるもので、また美浜町において原子力発電所が運転されておる限り基本的に毎年五千円が継続的に交付されるものでござります。

電源三法の制度が制定されて既に二十年近くが経過した現時点において、法の適用またはそれと同等の措置を講ずることは制度的には不可能と考えられておりましたが、さきに述べた各種制度を有効に活用することなどを通じて美浜町等の振興を図るべく、当省としてもさきに今後最大限の努力を行っていくつもりでございます。

なお、固定資産税のことについては公益事業部長から話をさせたいと思います。

○古川太三郎君 ちょっと、美浜町だけじゃなくて、これは高浜町にも一号機があるわけなんで、そここのところも……。

○政府委員(川田洋輝君) 今、大臣から御答弁申し上げましたとおり、私どもも原子力既設地点の地域振興は非常に大切な問題だと考えておりま

交付金問題あるいは固定資産税などにつきまして、早くつくつたがゆえになかなか困っておられる状況と、いうことも私ども地元からよくお伺いをしているところでございまして、制度自体のこと

でございますから、かなり前のことですからこれをどうということは、大臣の答弁にもございまして、いろいろなかなか難しい側面はございますけれども、いろんな措置を通じて既設地点の地域振興が図られるようなことを精いっぱい考えてまいりました。

○古川太三郎君 それは、今美浜町だけとおっしゃいましたけれども、高浜町もあることはどうなりますか。

○政府委員(川田洋輝君) 先ほど美浜について申し上げましたが、高浜についても同じようにおども力を入れておるつもりでございまして、これがいろいろ考えてまいります際に、既存地点といふことは特定の町ではなくて、私どもすべての町を対象に考えてまいりたいと思います。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ました。

○井上計君 大分時間が経過をしているのと、特にもう大臣は連日の早朝から会議の連続でお疲れになります。

○委員長(岩本政光君) 時間が来ました。

○井上計君 大分時間が経過をしているのと、特にもう大臣は連日の早朝から会議の連続でお疲れになります。

したがって、私は、私の意見を率直に申し上げて、あと最後に、長官、大臣からお答えいただければそれで結構でございます。

〔委員長退席 理事松尾官平君着席〕

私が申し上げるのは、先ほど同僚議員から二、三質問が出ておりますが、労働省が今考えておられる労働時間の短縮の促進に関する法律について、今後中小企業にどういう問題が起きてくるであろうか、そこをひとつ予想を前提にしてそれに応じて、今後中小企業にどういう問題が起きてくるので、今後中小企業にどういう問題が起きてくるのであります。

この法律が施行されることについては、もちろん反対する理由はありません。現状からして労働

時間を短縮しないかなければ、ますます外国からの非難も高まつてしまりますし、我が國労働者のゆとりと豊かさを求めるとは不可能でありますから、これはもう反対する理由は全くありません。

労働時間を、松下さんは千八百時間という実あります。これが目標の千八百時間あるいは九百時間に言えば縮めていくためにこれから数年間こなすことだ、こう思つてます。ある意味で一種の産業革命を起こさなければ、私はこの短縮は不可能だとさきに考えていました。

この短縮することによるメリットは、先ほど労働省も言われました。また中小企業庁長官もお答えになりましたが、人手をまず確保するために中小企業といえども労働時間の短縮を当然これはしなくてなりません。しかし、労働時間の短縮をしたから人材が中小企業に来るという保証は何にもないんですね。むしろ、労働時間の短縮によって生ずるいろんな問題から中小企業の生存が脅かされる。生き残りのためはどうするかという問題の方が大きくなってくるんではなかろうかというふうに考えます。

〔理事松尾官平君退席 委員長着席〕

私ことを申し上げて恐縮であります。私も二十数年前から中小企業団体の運営、特にその中で労働時間の短縮はもう二十五年前から言つてまいりましたけれども、容易なことではありません。

今、私の若干古い知識でありますけれども、中小企業のコストの中に占める人件費が一般製造業で大体三分の一ですね。そうすると、三分の一の人が人件費の中で、例えて言うと、現在二千二百時間

を百時間縮めるとすると約五%コストアップするわけですよ、人件費が。それから、資材等供給を受ける部品下請の場合には大体七%程度アップするんではなかろうか、こう考える、これは粗っぽい計算ですがね。したがって、仮に年間二百時間

短縮するとすると、一般製造業の人件費のコストアップは三・五ないし五・七%ぐらいになると思ふんですよ。それから、部品下請業の場合には

七%から八%程度、大体最低だと思いますけれども、それぐらいの人工費の上昇が当然行われる。したがつて、言われておるよう、時間と短時間をするために大幅にそういう面についての融資を行つて、そうして生産性向上のための近代化、設備合理化云々と言われましたけれども、十年前はそれで通つたんです。現在、ほとんどの中小企業が意欲のある人はもうみんなやってきておるんで、生産性向上のための言えども設備改善、設備投資。だから、これから果たしてそれだけのものを吸収することがただ単に設備の改善で可能かどうかかと考えますと、私はむしろ不可能に近いと、こういう考え方です。

それからしまして一つ問題は、十年前と違って現在では、もうあらゆると言つていいと思いますけれども、あらゆる業界、業種が供給過剰なんですね、物が余つておるわけですから。したがつて、これ以上生産性を高めて薄利多売をやつていけば、これはおのずから帰するところはもうわかっています。事実、大臣はごらんになつていないと思いますが、東京湾の埋立地を見ますと製品がいっぱい捨ててありますよ、靴からいろんな製品が。なぜ捨てておるかというのには、結局供給過剉で、売れればダンピングになるから売らないで

みんな捨てているんですね。そういうふうな状態が今の日本経済の実態だと思います。特に中小企業の実態なんです。

そこで、先ほど独禁法の問題もありました。独禁法はもっと厳しくというふうな声が圧倒的に多いですが、私はこれを考えるときに一定期間労働省も言っておりますけれども、労使間で話し合いかがついて、労働時間短縮のためのカルテルを認めるということがありますが、同時にそこでその期間、二年とか三年とか一定期間は、業種別に労働時間短縮を行うことを決めた、あるいは労働時間が短縮についてのカルテルを認めた業種について、最低料金を認めるということを考える必要があるんではなかろうか。すなわち、過当競争、乱元をある程度セーブしていかなければ、とてもそ

不可能です。

こう言いますけれども、過去に例があつたんですね。これはまだ独禁法が今はどやかましくないときで、昭和二十七年あるいは八年だったと思いまます。が、当時、中小企業安定法というのができました。この中小企業安定法というのは、なべ底景氣と言われたときであります。そのときには要するに中小企業については安定法の指定を受けますと最低料金を認めたわけですよ、一定期間。そこでそれ以上の過当競争、乱戦によっての倒産を防ぐということを認めた時期が一定期間あります。が、たしか三年か四年続きました。この考え方を今私は思い起こしておるわけですから、一定期間それらのものを考えていくことが中小企業の生き残りのために、中小企業の自然淘汰を起さないために必要だ。

ういうあらな言えはコストアップの吸收は不可能ではないか、こういうことを私の実は過去の経験からして多分に感じるのであります。

従来、言えばいいものを安くするためには大量の生産でやる、薄利多売でやるというのが生産業界の、あるいは商売人のこれは常識であつて、また同時にそれが信念であつたんですねが、私はこれを変えていくべきだと。やはり薄利多売、適正な利潤によって少なく売つて経営が維持できる、同時に労働者もそれによつて賃金を減らさないで確保していくというふうなそういう業界、中小企業の実態をつくつていかなければ、労働時間の短縮も不可能だし、同時にまたゆとりと豊かさを求めることが不可能ではないだろうか。こんなふうに実は、特に最近労働時間短縮の法律ができるということによつて、これを違法するためにはやはり一面でそれも考えていかなくちゃいけない。こういうようなことを実は先般も個人的に公取の担当課長に来てもらって言いますと、頭からノーなんですよ、そんなことはできません、消費者保護からして料金の安定を認めるのは如何

○政府委員(南学政明君) 先生御指摘のとおり、中小企業はこれから時短を進めていかなければなりませんが、中小企業にとってこれは容易なことではないというのもまことに御指摘のとおりであります。

詳細は、長官の方から御答弁いたさせます。

○政府委員(南学政明君) 先生の御意見を聞いておりますと、私はささやかな、中小企業がこれから生きしていくために実態としての中小企業に直接触れておられる大変貴重な御意見であると、今一々うなづきながら承つておりました。先生のまことに示唆に富んだ考え方を今後の中小企業政策に生かすように努めてまいりたいと思います。

の活力である、こう言われましたけれども、中小企業の活力を維持していくためにはそのような考え方方が必要ではなかろうか、こう実は思つておるわけであります。ただ、独禁法の問題は非常に厳しいですから容易なことではありませんけれども、これらのことを中心企業庁としても公取と御検討いただいて、言えば今度の労働省が出すこの法律、時短の法律に関連して、何かその面の生きる道を考えていく。だから、この法律ができるとこういうデメリットがあります、しかし、それにについては国が指導して、通産省・中小企業庁が指導して、こういう面についてこうこうこういうふうな面がありますよ、だから生き残っていくためには守りましょうというふうなことでないと、あの法律がすばり出てくると、これは大変な混乱と反対が起きたるではなかろうか、こんなふうに憂慮しておるわけであります。

以上で私の所見の発表を終わりまして、あともし私が申し上げたことに大臣あるいは中小企業庁長官、何か御所見があれば伺つて、質問を短縮して、以上で終わりります。

○井上計君 その点ぜひよろしくお願ひします。
それで、一つ思い出しましたが、実は消費者保護のために云々ということを盛んに公取は言うんですね。ところが、労働者、特に数多い中小企業労働者というものは即消費者なんですね。だから、要するに企業がつぶれ、失業することは、事實上は実は大変な消費者問題なんです。これらのことともっと公取に理解をしてもらわないと、公取の人には帰られましたけれども、実は公取というのにはもうがんじがらめで、法の番人で、先ほど古川委員はかみつかない大だとと言われましたが、ほえることはほえるけれども、実はなかなかそれについての理解を十分しておりませんので、ぜひ御留意をいただきたい。

それから、もう一つ御参考に申し上げますが、労働時間の短縮することによって当然実質賃金は減らることは、労働者も二三より多くては

ならない。あるいは技術開発に取り組まなければならぬ。さらに、新たな労働力を追加的に投入しなければならない。そのようなコストアップ要因が多々あるわけでありまして、したがいまして、私どもこうした中小企業の苦しい事態にかんがみまして、あらゆる手段を講じてこれを側面からパックアップしていくことが肝要かと思つております。とりあえず、中小企業労働力確保法、昨年国会を通していただきまして、今その実施に努めているわけですが、この法律を核に、低利融資制度あるいは税制上の優遇措置等々あらゆる手段を講じて側面から引き続きパックアップをしてまいりたいと思っておるところであります。

なお、先生御指摘の価格カルテルの締結、これは先生も重々御承知のとおり、公正取引委員会は大変厳しめうござります。また、消費者に不利益を与えるおそれ等も多分にあるわけでありまして、今後も慎重に検討していく必要がある一つのサジェスチョンではないか、このように考えておりますが、いずれにせよ、時短が中小企業の分野においても円滑に進められるよう、我々としては

す、嫌です。ところが、最近私はこういう募集広告でびっくりしたんですが、夕方六時から三時間、こういう作業人員の募集広告が大企業周辺に随分あるんですね。大企業の時間短縮であった時間を中小企業が使っておるというケースが随分あるわけです。そういうことを、時間短縮に伴っていろいろな施策を考えていかなければ、実は何にもならないというふうなことも、やはり今後の研究課題としてとるべきだ、こう考えますので、つけ加えておきます。

○政府委員(南学政明君) 先生の御指摘を踏まえながら、今後対策に遺漏なきを期してまいりたいと考えております。

○委員長(岩本政光君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(岩本政光君) 次に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案並びに石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

○国務大臣(渡部恒三君) 輸入の促進及び対内投資に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、国際的な貿易、直接投資などの幅広い相互交流が進展する中、各国間に存在する不均衡を背景に、国際的に保護主義、地域主義的な動きが強まっておりますが、我が国としては、国際的な相互交流を推進し、国際的に調和のとれた経済発展と開かれた経済社会の構築に努めることが必要となっています。

しかししながら、一方においては、我が国の貿易黒字は再び拡大傾向を示しており、対内直接投資

による事業活動の水準も残念ながら低いものにとどまっています。

このような状況のもとで、我が国としましては、輸入の促進と対内直接投資による事業の実施の円滑化を図ることにより、国民経済及び地域社会の国際経済環境と調和のある健全な発展を図るとともに、国際経済交流の進展を促進することが急務となっております。

本法律案は、以上のようないくつかの観点から、港湾・空港地域における輸入促進基盤施設の整備などを初めとした輸入の促進に寄与する事業等を支援するとともに、対内直接投資による事業の実施を円滑に進めるための措置を講ずることを目的として立候されたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、輸入の促進に関する措置であります。この法律案では、港湾または空港及びその周辺の地域において輸入促進基盤施設の整備などを行う事業を輸入促進基盤施設の整備事業と、これらの施設を利用して行われる輸入促進に寄与する事業を輸入貨物流通促進事業と定義いたします。

主務大臣は、輸入促進基盤施設及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項などについて、地域輸入促進指針を定めることといたしました。

まず、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案について、政府から趣旨説明を聽取いたします。渡部通商産業大臣。

○國務大臣(渡部恒三君) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、国際的な貿易、直接投資などの幅広い相互交流が進展する中、各国間に存在する不均衡を背景に、国際的に保護主義、地域主義的な動きが強まっておりますが、我が国としては、国際的な相互交流を推進し、国際的に調和のとれた経済発展と開かれた経済社会の構築に努めることが必要となっています。

しかししながら、一方においては、我が国の貿易黒字は再び拡大傾向を示しており、対内直接投資

このほかにも、特に輸入促進が必要かつ適切である製品の輸入を行う事業を特定製品輸入事業と定義し、特定製品輸入促進事業を行う者について、産業基盤整備基金による債務保証の対象とするほか、中小企業信用保険の特例措置を講ずることとしております。

第二は、対内直接投資による事業の実施を円滑化するための措置であります。本法律案においては、我が国に支店等を設置している外国企業及び外国企業の出資比率が三分の一超の子会社等の行う事業を対内投資事業とし、このうち、国民経済の国際経済環境と調和ある発展、国民の消費生活の向上及び技術などの国際交流の進展に資する特定対内投資事業を主たる事業として行っている者について、事業開始後一定期間に限り、産業基盤整備基金による債務保証の対象とするとともに、欠損金の繰越期間の延長などの課税の特例措置等を講じることとしております。また、市場の開拓に関する調査、從業員の研修等対内投資事業を支援する事業を行なう者に対する、産業基盤整備基金から出資を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 次に、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案について、政府から趣旨説明を聽取いたします。渡部通商産業大臣。

○國務大臣(渡部恒三君) 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の第八次石炭政策は今年度末に期限を迎えることとなります。今後は、石炭政策のあり方に

化、新分野開拓を図りながら国内炭生産の段階的縮小を図るとともに、これにあわせて構造調整に即応した地域対策及び炭鉱労働者の雇用安定対策並びに石炭鉱害の早期復旧のための措置を講じることが必要であります。

そのため、政府といたしましては、このたび、石炭対策関係八法律を改正するため本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を石炭鉱業構造調整臨時措置法に変更するとともに、同法の目的を改めることであります。

第二点は、石炭鉱業の構造調整の目標、石炭会社などの新分野開拓についての基本指針などを内容とする石炭鉱業構造調整基本計画を新たに定めることとし、加えて、石炭会社等の新分野開拓に対する支援の実施に必要な規定の整備を行なうこととあります。

第三点は、石炭鉱業の構造調整の円滑な推進のため、同法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第二に、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正であります。

その改正の第一点は、同法の題名を炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に変更することとし、加えて、石炭会社等の新分野開拓に対する支援の実施に必要な規定の整備を行なうこととあります。

第二点は、炭鉱離職者等の新分野開拓に伴う炭鉱労働者の雇用安定施策を新たに講じることであります。

第三点は、石炭鉱業の構造調整に即応した雇用対策の推進のため、同法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第四に、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償

するとともに、地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置が講じられることがあります。承認できます。承認を受けた地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業を行なう者については、産業基盤整備基金による出資及び債務保証の対象と

する年、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の改正を行い、同法に定める特定施設の追加を行うことといたします。

○國務大臣(渡部恒三君) 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の第八次石炭政策は今年度末に期限を迎えることとなります。今後は、石炭政策のあり方に

ありますように、九〇年代を石炭鉱業の構造調整の最終段階と位置づけ、均衡点までは經營の多角

ます。

第三点は、石炭鉱業の構造調整に即応した雇用対策の推進のため、同法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第三に、石炭鉱業経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第四に、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償

等臨時措置法の一部改正であります。その改正の第一点は、累積鉱害の最終的な解消を図るため、二法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第二点は、累積鉱害解消後の体制の構築であります。

第三点は、鉱害の復旧促進を図るため、臨時石炭鉱害復旧法の手続を充実させることであります。

第五に、これら石炭政策に伴う安定的財源を確保するため、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の廃止期限を平成十三年度末まで延長することであります。

第六に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の廃止であります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま

す。

○委員長(岩本政光君) 次に、参考人の出席要求

に関する件についてお語りいたします。

ただいま趣旨説明を聽取いたしました石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

三月十日本委員会に左の案件が付託された。(予

備審査のための付託は二月十五日)

一、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案

三月十日本委員会に左の案件が付託された。

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業流通業務効率化促進法案

二、中小企業流通業務効率化促進法

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、御売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を

主たる事業として営むもの

一 中小企業の流通業務をめぐる状況に関する事項

二 流通業務効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務効率化事業の実施方法に関する事項

四 その他流通業務効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要な事項

五 協業組合

六 事業協同組合

七 事業協同組合等又はその構成員たる中小企

業者(以下単に「構成員」という。)とするもの

(政令で定める要件に該当するものに限る。)を

された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構

成員(以下単に「構成員」という。)とするもの

(政令で定める要件に該当するものに限る。)を

いう。

2 この法律において「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等又はその構成員たる中小企

業者が、当該構成員たる中小企業者の流通業務

(荷受け、保管、流通加工)物資の流通の過程に

おける簡易な加工をいう。出荷、道路運送そ

の他の物資の流通に係る業務をいう。以下同

じ。の効率化を図るために実施する事業であつて、次に掲げる事業を併せて実施するもの

をいう。

3 この法律において「流通業務効率化事業」とは、事業協同組合等又はその構成員たる中小企

業者が、当該構成員たる中小企業者の流通業務

(荷受け、保管、流通加工)物資の流通の過程に

おける簡易な加工をいう。出荷、道路運送そ

の他の物資の流通に係る業務をいう。以下同

じ。の効率化を図るために実施する事業であつて、次に掲げる事業を併せて実施するもの

をいう。

4 基本指針

第三条 主務大臣は、流通業務効率化事業の実施に關し、基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 中小企業の流通業務をめぐる状況に関する事項

二 流通業務効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務効率化事業の実施方法に関する事項

四 その他流通業務効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要な事項

五 基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、通商産業大臣にあつては中小企業近代化審議会の意見を聽かなければならぬこと。

6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遲滞なく、これを公表しなければならない。

7 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

12 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

14 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

15 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

16 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

17 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

18 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

19 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

20 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

21 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

22 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

23 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

24 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

25 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

26 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

27 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

28 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

29 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

30 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

31 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

32 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

33 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

34 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

35 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

36 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

37 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

38 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

39 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

40 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

41 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

42 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

43 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

44 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

45 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

46 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

47 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

48 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

49 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

50 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

51 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

52 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

53 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

54 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

55 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

56 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

57 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

58 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

59 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

60 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

61 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

62 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

63 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

64 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

65 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

66 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

67 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

68 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

69 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

70 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

71 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

72 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

73 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

74 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

75 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

76 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

77 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

78 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

79 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

80 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

81 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

82 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

83 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

84 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

85 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

86 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

87 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

88 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

89 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

90 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

91 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

92 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

93 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

94 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

95 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

96 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

97 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

98 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

99 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

100 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

101 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

102 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

103 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

合において、その効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めたときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 事業協同組合等又はその構成員が行おうとする事業が第一種利用運送事業(貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第一項の八項の第一種利用運送事業をいう。以下同じ。)又は運送取次事業(同法第二条第十項の運送取次事業をいう。以下同じ。)に該当する場合にあっては、当該事業協同組合等又はその構成員が同法第五条第一号から第三号まで又は第二十六条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

四 主務大臣は、効率化計画につき第一項の認定をしようとするときは、当該認定に係る効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

五 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)は、当該認定に係る効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

第三条第一項		保険額の合計額が
第三条の二第一項、第三条の三第一項	第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の三第三項、第三条の三第四項	当該債務者
中小企業流通業務効率化促進法第七条第一項に規定する流通業務効率化関連保証(以下「認定組合等に係る保証」といいます)に係る保険関係の保険額の合計額と、その他他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	中小企業流通業務効率化関連保証に係る保険関係の保険額の合計額と、その他他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	証ごとに、それぞれ当該保証をした
普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について得た額とする。	普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について得た額とする。	証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について得た額とする。	2 普通保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について得た額とする。	2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債その転換により発行された株式を含む。又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。
3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に	3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に	3 投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従つて事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債その転換により発行された株式、転換社債その転換により発行された株式を含む。又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。
4 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。	4 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。	4 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
5 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。	5 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。	5 第二項第二号から第四号までに掲げる事項が流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときにつき、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一十三条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第二十二項を第二十三項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十五項」とし、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 前条第十八項に規定する施設に係る事業所等において認定組合が行う事業に対して課する事業に係る事業所床面積の算定について

は、当該事業に係る同項に規定する政令で定

める期間を経過する日以後に最初に終了する

事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十

四(事業に係る事業所税に関する部分)に限る。又は前条第一項若しくは第四項の規定の適用を受けるものを除く。(以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十項中「附則第三十二条の三第十八項」を「附則第三十二条の三第十九項」に、「附則第三十二条の三第五項から第十七項まで」を「附則第三十二条の三第五項から第十八項まで」に改める。(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中
「四十一の二 利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録」

四十一の二 利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録

(注) 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第

号) 第十一条第一項の規定により第一種利用運送事業の許可又は運送取次事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第四条第一項の規定による効率化計画の認定は、当該許可又は登録とみなす。

に改

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十日)

一、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法の規定に基づき、基本指針を定め、及び効率化計画を認定すること。

第四十条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 中小企業流通業務効率化促進法に基づく効率化計画の認定に関すること。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十日)

一、石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

別表第一第411号の二(イ)中「許可件数」を「許可又は許可とみなされた件数」に改め、同号(二)中「登録件数」を「登録又は登録とみなされた件数」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の六の次に次の二号を加える。

六の七 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第 号)の施行に関するこ

と。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 中小企業流通業務効率化促進法

平成四年三月二十五日印刷

平成四年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局